2013

DISCLOSURE

JAバンク福井県信連

福井県信用農業協同組合連合会

表紙の写真

勝山左義長

全国各地で行われている「左義長」ですが、「勝山左義長」の記述が初めて登場する文献は、小笠原公の勝山入封時(1691 年)にさかのぼります。つまり、「勝山左義長」は、少なくとも 300 年以上前から行われているものです。

表紙にある「どんど焼き」は二日間の祭りが終わり、松飾り、櫓、短冊等の後片付けも無事すんだ事を感謝する左義長本来の神事です。注連縄・門松・御札などを松飾りに取り付け、藁で積み重ね、現在は弁天河原にて点火されます。

プロフィール

名　　称	福井県信用農業協同組合連合会（JA バンク福井県信連）	
根　拠　法	農業協同組合法	
設立年月日	昭和 23 年 9 月 30 日	
純資産額	445 億円	（平成 25 年 3 月 31 日現在）
総資産額	6,671 億円	（平成 25 年 3 月 31 日現在）
自己資本比率	20.23%	（平成 25 年 3 月 31 日現在）
従業員数	77 人	（平成 25 年 3 月 31 日現在）
事　業　所	本所　　1 店舗	

目　　次

ごあいさつ	1	キャッシュ･フロー計算書	27
経営理念・経営方針	2	剰余金処分計算書	28
リスク管理の状況	2	注　記　表	29
JA バンクシステム	10	財務諸表の正確性等にかかる確認	35
事業の概況（平成 24 年度）	13	損益の状況	36
地域貢献情報	14	事業の概況	38
主な事業の内容	18	経営諸指標	45
決算の状況	25	自己資本の充実の状況	45
貸借対照表	25	当会の概要	58
損益計算書	26		

◎　本冊子は農業協同組合法第54条の3第1項及び第2項に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
◎　金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

経営管理委員会会長

山 田 俊 臣

代表理事理事長

北 川 雅 己

ごあいさつ

平素は、福井県信用農業協同組合連合会（ＪＡバンク福井県信連）をお引き立ていただきまして、厚くお礼申しあげます。

さて、この冊子は、当会の平成24年度の活動を中心に経営方針、活動状況、業績や業務内容についてまとめたものです。当会へのご理解を一層深めていただきたく、ご高覧いただければ幸いに存じます。

平成24年度の当会事業につきましては、経営管理態勢・リスク管理態勢の高度化に向けた取り組み、継続的なコンプライアンス態勢の強化を最重要課題とし、業務の健全かつ適切な運営に努めてまいりました。また、平成24年度の「ＪＡバンク重点実践方策」に則り、「組合員」・「利用者」への貢献を起点とし、利用者保護徹底・利用者満足度向上に向けた事業運営を展開することができました。

これもひとえに、皆様の温かいご支援、ご愛顧の賜物と心から感謝申しあげます。

昨今の金融・経済情勢を見ますと、国内ではいわゆる「アベノミクス」による、デフレと円高からの脱却に向けた金融政策が空前の規模で実施され、景気回復への期待が高まっています。

また、海外経済においては、米国の「財政の崖」問題や欧州債務危機がくすぶり、加えて中国経済の減速というマイナス要素等により、先行きの不透明感は増しています。

当会におきましては、会員ＪＡとともに組合員と地域の皆様に信頼されるＪＡバンクを目指して、引き続き事業実施体制の強化、経営の健全化・効率化、安定的な財務内容の確保に努め、信用事業を通して農業・地域へのさらなる貢献に努めてゆく所存でございますので、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申しあげます。

平成２５年７月

福井県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長　山 田 俊 臣

代表理事理事長　北 川 雅 己

経 営 理 念・経 営 方 針

経営理念

ＪＡバンク福井県信連は、協同組合精神のもと、信用事業を通じて、農業の振興と地域社会の発展に貢献します。

経営方針

☆収益的基盤を拡充する
☆統合的リスク管理態勢を確立する
☆会員に対する指導力・相談力を強化する
☆専門性、マネジメント能力を備えた人材を育成する
☆機能集約による業務効率化を進める

リスク管理の状況

リ ス ク 管 理 態 勢 に つ い て

金融経済の国際化・金融技術の発達などに伴い、金融機関が抱えるリスクは多様化・複雑化しております。このような環境の中で、経営の健全性を維持しつつ、収益を確保するためには、適切なリスク管理が経営の重要課題であると考えております。

このため、直面する様々なリスクに適切に対応すべく『リスクマネジメント基本方針』を策定し、認識すべきリスクの種類や管理態勢の仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めております。

○個 別 リ ス ク 対 応

（信用リスク）

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化などにより貸出金などの元本・利息の回収が困難になるリスクをいいます。

当会では、貸出資産や有価証券等の健全性向上を図るため、営業関連部署から独立した審査担当部署を設置し、信用リスク全般の管理を行っております。また、『信用リスクマネジメント要項』に基づき、「信用リスク量」の計測や資産の自己査定を実施し、リスク量が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施し、適切な償却・引当を行い財務の健全性を図っております。

（市場リスク）

市場リスクとは、金利や為替、株価などの相場変動により資産価格が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当会では、役員及び関係部署職員からなる余裕金運用会議及びリスク管理委員会の中で、経済・金融見通し、資金運用方針の検討、ＡＬＭ管理等を行い、金利・価格変動等のリスクコントロールに努めております。

また、『市場リスクマネジメント要項』に基づき測定した「市場リスク量」が当会の自己資本額に見合う適正な額の範囲内にあるかモニタリングを実施しております。

（流動性リスク）

流動性リスクとは、資金が固定化することにより資金の現金化が困難となり資金不足を起こす場合や、通常より著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当会では、安定した資金繰りを行うため運用・調達の状況を一元的に管理し、円滑な資金繰りを行っております。

（オペレーショナル・リスク）

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は、外部で発生した出来事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、どのような事象がオペレーショナル・リスクに該当するかを『オペレーショナル・リスクマネジメント要項』にて定義づけしております。リスクの種類と対応策については、以下に記載のとおりです。

・法務リスク

法務リスクとは、法令や契約に違反して不適切な取引を行うこと、もしくはその他法的な原因により損失を被るリスクをいいます。

当会では、法的原因により被る損失を回避するため、リーガルチェック体制を確立し、各種取引・契約書等のリーガルチェックを実施しております。

・システム・情報資産リスク

システムリスクとは、災害、機器・通信回線の故障、コンピュータシステムのダウンや誤作動などの障害発生等により損失を被るリスクをいいます。また、情報資産リスクとは会員・利用者の皆様よりお預かりした情報資産について毀損・滅失・改ざん・漏えい・不正侵入等によるセキュリティ侵害により、信用失墜などの損失を被るリスクをいいます。

当会では、システムリスク・情報資産リスクに対する取り組み方針として、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」、「危機管理・事業継続計画」等を制定し、トラブル未然防止策や万がーセキュリティ侵害が発生した際の対応方針等を規定、実施しております。

・事務リスク

事務リスクとは、事故や不正、日常的に行われる事務を適時適切に処理しない事により損失を被るリスクをいいます。

当会では、発生した事故・事務ミスに係る再発防止策の策定や事務処理マニュアルの整備等により、事務水準の向上を図り、事務リスクの回避に努めております。

・その他のオペレーショナル・リスク

前記以外のオペレーショナル・リスクについても、当会においてリスクを特定し、評価を行ってリスクの回避に努めております。

○内　部　監　査　体　制

当会では、業務執行部門から独立した監査部署が全部署に対し監査を実施し、リスク管理の実施状況と妥当性の評価を行っております。

○内　部　統　制　制　度

当会では、平成 20 年度より、内部統制構築に向けた取組みを行っております。

内部統制とは、基本的に業務の有効性及び効率性・財務諸表の信頼性・事業活動に関わる法律等の遵守並びに資産の保全の４つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング及びＩＴへの対応の６つの基本的要素により構成されます。

法令等遵守（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ）態勢について

近年、コンプライアンスに対する社会的要請は一段と強くなっております。こうしたなか、当会では金融機関としての社会的責任・公共的使命を再確認し、確固たる倫理観と誠実さに基づいた公正な行動をとるため、コンプライアンス（社会倫理や法令などの遵守）を経営の最重要課題の一つと位置づけ、以下のとおりコンプライアンス態勢強化に向けた諸施策を実施しております。

1．コンプライアンス態勢の充実・強化
　コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス態勢の実効性の評価、問題点の改善

2．コンプライアンス推進活動
　経営管理委員会・理事会の機能強化、コンプライアンス委員会・担当者会の開催、リスクの認識と評価、問題発生時の処理等の整備

3．マニュアル、プログラムの設定
　対象法令、規程等の改正等に対応、進捗管理並びに活動結果を翌年度に反映

4．内部統制の強化
　法務関連情報の収集、管理、リーガルチェック体制の徹底

5．コンプライアンス研修
　全役職員を対象とした階層別研修及び各課を実施単位とする継続研修

6．公益通報制度窓口の設置
　ヘルプライン運営要領を制定し、当会の内部と外部に相談・通報窓口を設置

7．利用者保護等管理体制の整備
　金融円滑化にかかる基本的方針や利用者保護等管理方針、利益相反管理方針に基づき、顧客重視を徹底

8．反社会的勢力との取引排除
　社会の秩序や安全に脅威を与える反社勢力との一切の関係を遮断し、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。

金融円滑化にかかる基本的方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」といいます。）は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1．当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2．当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3．当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4．当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5．当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6．当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
　具体的には、
　⑴理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
　⑵常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7．当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

利用者保護等管理方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業を利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

1．利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2．利用者からのご相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3．利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4．当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5．当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

金融ＡＤＲ制度への対応

①　苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当会の苦情等受付窓口）

まずは、当会事業の各担当窓口へお申し出ください。

下記市外局番は、いずれも0776です

監査部　監査課	27-8245	管理部　企画管理課	27-8232
管理部　庶務課	27-8230	ＪＡﾊﾞﾝｸ統括部　推進企画課	27-8237
ＪＡﾊﾞﾝｸ統括部　事務指導課	27-8238	ﾛｰﾝ推進支援部　ﾛｰﾝｾﾝﾀｰ	27-8246
融資部　融資課	27-8239	資金部　資金証券課	27-8241
業務部　業務課	27-8243		

上記のほか下記の窓口でも受け付けます。

相談・苦情等受付窓口
電話番号：0776-27-8234　リスク審査部　リスク審査課
電子メール：info@ja-bank-fukui.or.jp
受付時間：午前９時～午後５時（当会の休業日を除く）

福井県農業協同組合中央会が設置・運営する福井県ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、当会に対して迅速な解決を依頼します。

福井県ＪＡバンク相談所
電話番号：0776-27-8222
受付時間：午前９時～午後５時
（当会の休業日を除く）

②　紛争解決措置の内容

苦情などのお申し出については、当会が対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

京都弁護士会紛争解決センター
電話番号：075-231-2378
受付時間：午前９時～正午、午後１時～午後５時
月曜日～金曜日（祝日を除く）

愛知県弁護士会紛争解決センター
電話番号：052-203-1777
受付時間：午前１０時～午後４時
月曜日～金曜日（祝日を除く）

富山県弁護士会紛争解決センター
ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。

上記弁護士会の利用に際しては、以下の当会の相談・苦情等受付窓口又は福井県ＪＡバンク相談所にお申し出ください。

なお、京都弁護士会・愛知県弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。

相談・苦情等受付窓口
電話番号：0776-27-8234
受付時間：午前９時～午後５時
（当会の休業日を除く）

福井県ＪＡバンク相談所
電話番号：0776-27-8222
受付時間：午前９時～午後５時
（当会の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当会のＪＡバンク相談・苦情等受付窓口にご相談ください。

利益相反管理方針の概要

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

1．対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、又は金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2．利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
⑴ お客様と当会の間の利益が相反する類型
⑵ 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

3．利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。
⑴ 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
⑵ 対象取引又は当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
⑶ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
⑷ その他対象取引を適切に管理するための方法

4．利益相反管理体制
⑴ 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規程等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
⑵ 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5．利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

（反社会的勢力との決別）
1．当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
（組織的な対応）
2．当会は、反社会的勢力による不当要求に対しては、職員の安全を確保しつつ組織として対応をします。
（外部専門機関との連携）
3．当会は、警察、福井県暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって対応します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

情報セキュリティ体制について

情報資産を取扱うシステムについて、技術的・物理的・組織的・人的安全対策の明確な基準として、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」等※を制定し、必要な対策を講じ、セキュリティ侵害が発生しないよう未然防止に努めております。

※　各種基準としては、「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ実施手順」、「個人情報取扱規程」「個人情報取扱細則」等、詳細な手続きを制定しております。

情報セキュリティ基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2．当会は、情報の取り扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3．当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4．当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5．当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）は、利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1．当会は、個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
2．当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内において、ご本人の個人情報を取扱います。
3．当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4．当会は、取扱う個人データ（法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要・適切な措置を講じ、従業者及び委託先を適正に監督します。
5．当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6．当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種、民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7．当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
8．当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。
9．当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

融　資　運　営　に　つ　い　て

当会は、農業、農村、地域社会発展に寄与することを主眼として、系統資金の地域還元・地場産業への積極的な融資を行い、農業基盤の安定・強化を目指した農業関連融資の拡充はもとより、地域金融機関として、種々の資金需要に応え、地域の発展にお役に立つよう努めております。

また、日本政策金融公庫との連携により、『認定農業者』『集落営農組織』『農事組合法人』等を中心に、担い手融資推進を強化するよう努めてまいります。

さらに、リスク分散に細心の注意を払いつつ、『クレジット基本方針』で策定した与信の基本原則に基づき、貸出資産の健全性確保に努めております。

クレジット基本方針

福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）の与信業務については、当会の基本的使命・役割を踏まえつつ、その基本方針を制定し業務の遂行を行っています。

与信を行うにあたっては、以下のことを原則としております。

クレジット基本方針の原則

1．農業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や当会内諸規定を厳守し、社会的規範にもとることない、誠実かつ公平な与信を行う。
2．当会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行う。
3．取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行う。
4．リスク・リターンを踏まえた、適正で安定的な収益が確保できる与信を行う。
5．取引先と相互の成長発展に寄与する、効果的な与信を行う。
6．資金が固定化することのないように、流動性に配慮した与信を行う。

金　融　商　品　の　販　売　に　つ　い　て

平成１８年６月１４日に改正された『金融商品の販売等に関する法律』の趣旨に則り『金融商品の勧誘方針』を策定し、お客様の信頼をいただけるよう努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適切な勧誘を行います。

1．お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5．お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

ＪＡバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法※」と「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の２つの柱で成り立っています。

※　再編強化法とは、正式名称「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」といいます。

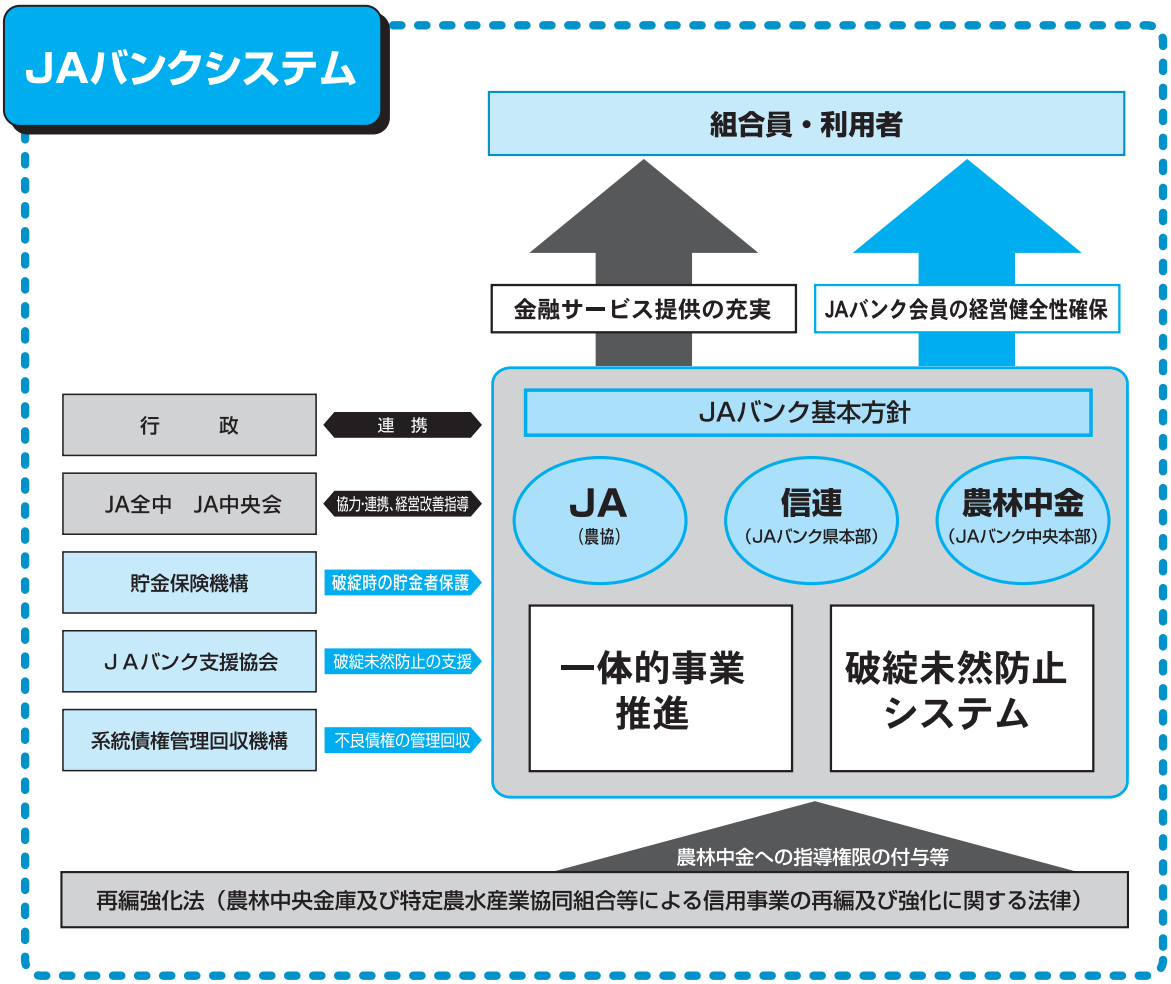

ＪＡバンク・セーフティーネット

JA バンクでは、JA バンク全体で経営健全性を確保するための支援制度である「破綻未然防止システム※」と公的制度である「貯金保険制度※」により「JA バンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の「安心」をお届けしています。

※破綻未然防止システム

経営健全性確保の基本である問題点の早期発見・早期改善のため、ＪＡバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率・業務体制等）を設定するとともに、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェック（モニタリング）し、適切な改善を早期に行います。また、全国制度の「ＪＡバンク支援基金」と県制度の「福井県ＪＡバンク支援制度」により万一の事態に至ることのないよう、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

※貯金保険制度

貯金者保護のための国の公的制度で、ＪＡ・信連・農林中央金庫などの加入が義務づけられております。万一ＪＡが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに、貯金を一定の範囲で保護します。貯金者保護のための仕組みは銀行・信金・労金などが加入する預金保険制度と基本的に同じです。

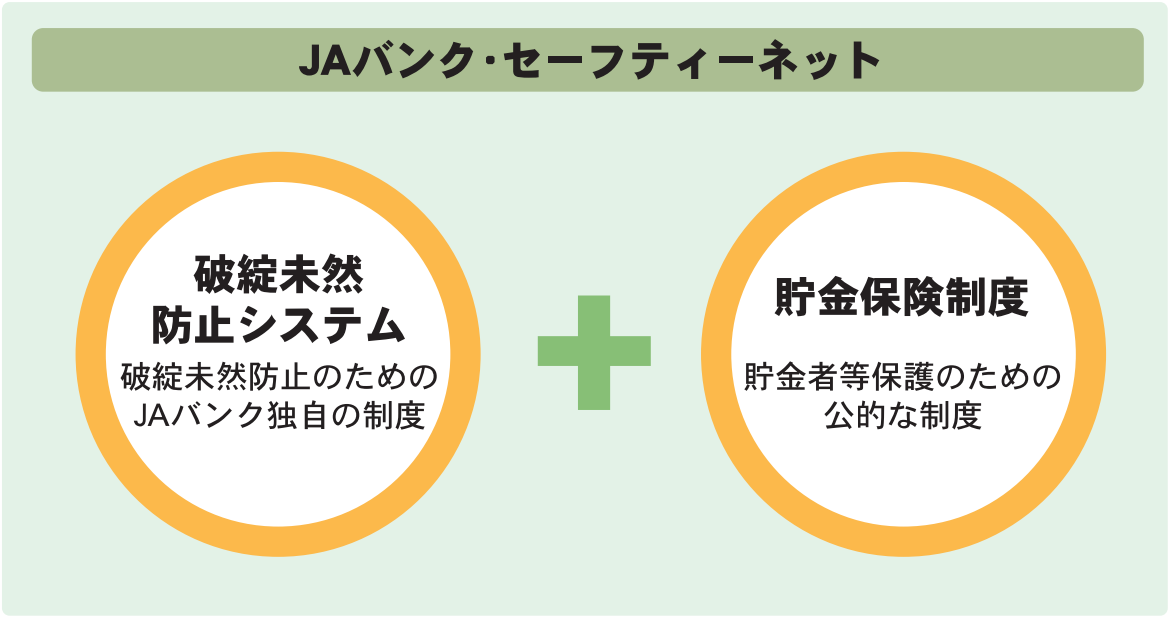

JAグループ

ＪＡグループのしくみ

（平成25年7月31日現在）

ＪＡバンク福井県信連は協同組織の金融機関です

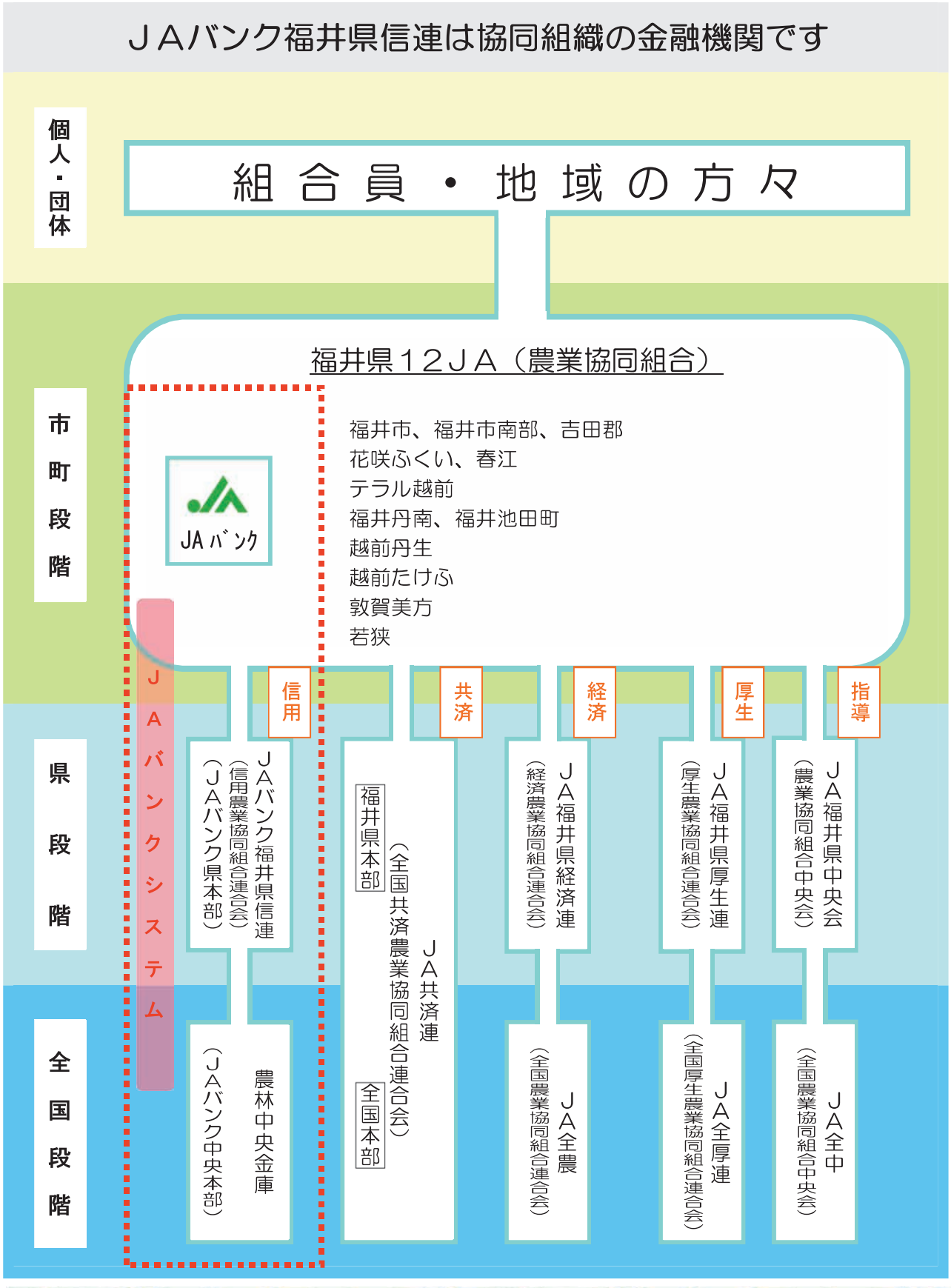

事業の概況（平成２４年度）

（概　況）

平成24年度は、欧州債務危機問題が引き続き懸念材料となるなか、牽引役であった中国経済の成長率の鈍化が続いたことも不安材料の一つとなり、世界経済の減速感が続きました。また、米国における「財政の崖」の問題は当面回避されましたが、2013年以降も世界経済に大きな影響を与える要因となっております。

国内経済においては、震災の復旧・復興活動の本格化に伴う経済再生への期待が高まりましたが、海外経済の減速や歴史的な円高の定着というマイナス要因が大きく影響し、回復を失速させる結果となりました。しかしながら現在は、いわゆる「アベノミクス」が実施されており、景気回復への期待が高まっています。

このような環境の下、当会におきましては「平成24年度ＪＡバンク重点実践方策」を策定し、ＪＡとの一体的な事業運営を展開し、組合員・地域の皆様から信頼されるＪＡバンクとして取組んでまいりました。

（実　績）

⑴　貯金

会員ＪＡをはじめ、系統関連団体、地方公共団体などへの積極的な働きかけにより資金の調達に努めました。

貯金実績は、当会への会員ＪＡによる貯金獲得と県公金の増加により、譲渡性貯金を含む総貯金は期末残高615,057百万円（対前年比2.99%増加）、年間平残605,653百万円（対前年比0.13%減少）となりました。期末残高の内訳は、定期性貯金589,485百万円、当座性貯金16,386百万円、譲渡性貯金9,185百万円でした。

⑵　貸出金

農業及び地域の発展・振興に寄与するため、農業担い手組織や地場産業などへの融資推進を行うとともに、既優良取引先に対する取引深耕と新規取引先に対する取引開拓に努めました。

また、適正な与信審査、自己査定の厳格な実施・検証及び管理回収事務の強化などにより、信用リスク管理態勢の維持に努めました。

貸出実績は、手形貸付及び割引手形が減少しましたが、証書貸付及び当座貸越の増加により期末残高は72,292百万円(対前年比12.10%増加)となりました。年間平残は71,499百万円(対前年比20.43%増加)となりました。

受託貸付金については、期末残高5,488百万円（前年対比819百万円減少）でした。

⑶　余裕金運用

金融市場環境を慎重に分析しつつ、「安全性」・「流動性」・「収益性」に留意したうえで財務の強化と収益の確保に取組みました。

預け金に関しては、期末残高353,478百万円（対前年比6.17%増加）、年間平残は341,715百万円（対前年比2.07%減少）となりました。有価証券に関しては、期末残高が208,866百万円（対前年比3.84%減少）、年間平残は209,135百万円（対前年比1.00%増加）となりました。

⑷　内国為替

為替決済業務の充実を図り、事務処理の適正化・効率化に努めました。

なお、ＪＡの為替実務担当者に対する研修を実施し、為替担当者としての知識向上をはかりました。

また、国庫金振込事務に対して、適正な事務処理を行うための指導を行いました。

取扱実績は、仕向処理が34千件で225,594百万円、被仕向処理が33千件で173,432百万円でした。

⑸　特定信用事業代理業務

県下住宅関連業者へのＪＡ住宅ローン（ＪＡリフォームローン）推進及びＪＡマイカーローンはじめＪＡ教育ローン等のＷｅｂ申込受付業務を行い、媒介成立に努めました。

媒介実績は、691件（1,689百万円）となりました。

⑹　損益状況

経常損益は、経常収益が7,793百万円、経常費用が4,650百万円で、経常利益は3,142百万円となりました。

その結果、税引前当期利益は3,142百万円で対前期1,278百万円増加（対前期比68.56%増加）、当期剰余金は2,575百万円で対前期1,310百万円増加（対前期比103.55%増加）となりました。

地域貢献情報

当会は、福井県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

農家組合員の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することにより、ＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境・文化・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

地域からの資金調達の状況

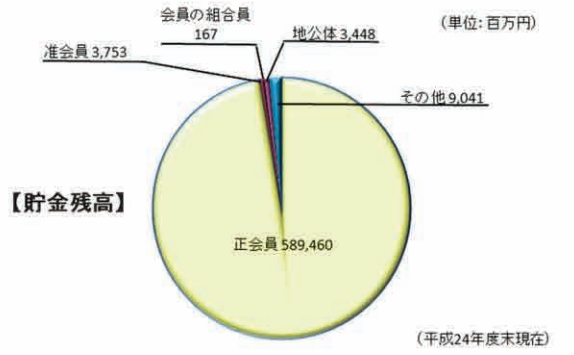

地域への資金供給の状況

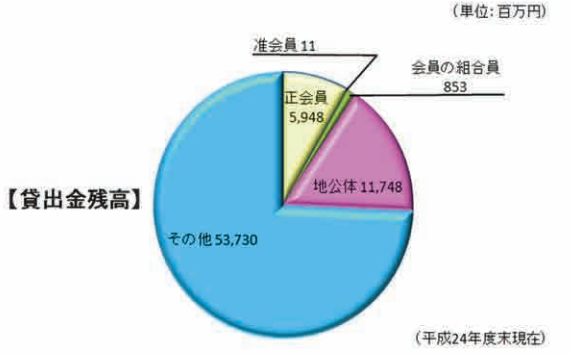

地域密着型金融への取り組み

農業者等の経営支援に関する取組み

当会は、農業協同組合を基盤とする協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであると認識し、その実現に向けて取組んでおります。

当会では、金融円滑化にかかる基本的方針を制定し、対応体制を整備し、他の取引金融機関とも連携して、新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応やお客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援等を積極的に対応しております。

＜当会の金融円滑化の実施状況＞

（単位：百万円、件）

債務者が中小企業者である場合	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	70	586	1,239	1,480
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	13	25	32

（単位：百万円、件）

債務者が住宅資金借入者である場合	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	8
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	0	1

＜福井県ＪＡグループ（当会を除く）の金融円滑化の実施状況＞

（単位：百万円、件）

債務者が中小企業者である場合	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	2,005	3,046	4,522	5,984
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	37	90	139	190

（単位：百万円、件）

債務者が住宅資金借入者である場合	平成22年3月末	平成23年3月末	平成24年3月末	平成25年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	439	1,420	1,932	2,477
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	29	95	125	159

（注）各ＪＡの公表数値を集計しております。

農業者と流通業者、外食業者及び食品加工業者とのビジネスマッチング

「食の安全・安心」「地域」に対する消費者・世間一般の関心の高まりをビジネスチャンスと捉え、農業生産業者等の販売力強化のニーズに応えていくため、地域や系統独自色を発揮した、第3回「ＪＡ・ＪＦグループ 北陸商談会」を開催いたしました。

また、他業態が主催する「ＦＩＴネット商談会」に参画し、地元農業生産者等に対し、ビジネスマッチング機会を提供しました。

文化的・社会的貢献に関する事項

・　地域、社会への貢献、密着型金融機関として、農業に対する地域の理解と振興、農業ファン作りを目的とした『ＪＡバンクアグリサポート事業』を展開しています。

食育教育実践活動では、小学校高学年を対象に食育・環境・金融経済をテーマとした教材本の県内小学校への贈呈や地域の子ども達にＪＡバンクの役割、金融経済、食農教育、環境教育などに関する理解促進を図り、より良い社会づくりを目指した体験イベント「ちびっこサマースクール」を開催しています。

また、地域の農業担い手、農業法人等に対する支援として、農業者の様々な需要に応えるため、新たに県下統一の「地域農業応援資金」・「農業緊急災害対策資金」を平成25年1月より発売し、推進しております。それら農業資金の金利負担を軽減する「ＪＡバンク利子助成」を引き続き実施するとともに、ＴＡＣ等営農・経済部門との連携を図り、「出向く体制」を強化・実施しています。

・　若年層はもちろん幅広い年齢層に「福井県ＪＡバンク」をアピールするために、福井の夏の風物詩である『ＹＯＳＡＫＯＩ　イッチョライ』への特別協賛を継続するとともに、県内ＪＡ等と協賛し開催している各種大会やイベント等では、農業団体や参加優秀作品等の表彰を行っております。

平成２４年度に開催した各種イベント

各種相談会等の実施

年金相談会では、年金受給者やこれから受給対象となる皆様に対して当会職員や社会保険労務士が種々の疑問にお答えし、各種年金への理解を深めていただくとともに、もらい忘れ年金のお手続きなどのお手伝いをしております。

また、県下統一開催のＪＡ住宅ローン相談会では、住宅新築予定者やリフォーム予定者等の皆様からたくさんのご相談をいただきました。

さらに、顧問税理士が、県下ＪＡ組合員の皆様からの相続税・贈与税相談等に対応しております。

第 26 回　ＪＡバンク　「家族を描こう」コンクール

次世代を担う子どもたちが、大好きな家族を描くことにより心豊かな家庭を育むとともに、地域住民の皆様とのふれあいを深め、さらにＪＡバンクへの信頼を得ることを目的に開催しております。

ＪＡバンク杯　2012 U−11 福井県少年サッカー選手権大会

地域のスポーツ振興と、サッカー競技を通して心身を鍛練し、心豊かな人間を育てるとともに、サッカー技術の向上を目指し、広く県民にＪＡバンクへの理解と信頼を得ることを目的とし、小学生の参加により開催しております。

第 30 回　福井県ＪＡバンク年金友の会ゲートボール大会

ＪＡバンク年金友の会の拡大と会員の親睦を深め、年金友の会の発展を期することを目的とし、会員参加によるゲートボール大会が各地区で行われ、そこから勝ち抜いてきたチームが一堂に会して、県大会を開催しております。

ＪＡバンク杯　第４回福井県中学校軟式野球選手権大会

平成 30 年の福井国体においては、現在の中学生が中心選手となって活躍することが期待されることから、県内の中学生のチームが一同に集い、技術の研鑽はもとより、スポーツマンシップの精神を磨き、中学生の健全育成に寄与することを目的として、平成 22 年度より特別協賛させていただいております。

主な事業の内容

■ 貯 金 業 務 ■

会員であるＪＡをはじめ、地域の皆様、一般企業・団体の皆様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品をご用意いたしております。

商品の種類		しくみと特色	期間	お預け入れ金額
総合口座	普通貯金	１冊の通帳に、普通貯金、定期貯金、定期積金がセットでき、「貯める･増やす･借りる･払う（公共料金･クレジット等）･受け取る（給与・年金・配当金等）」の 5 つの機能を備えた便利さ抜群の口座です。 普通貯金は、普通貯金無利息型（決済用）を利用することもできます。 お預かりしている定期貯金の 90%（定期積金は掛込額の 90%）、最高 300 万円まで自動的に借りることができますので、公共料金等の口座振替に安心してご利用いただけます。 キャッシュカード・ＪＡカードをセットされますと、さらに便利です。	期間の制限なし	１円以上
	定期貯金		「定期貯金」欄に同じ。 （但し、自動継続方式のみセット可能です。）	
	スーパー定期貯金			
	大口定期貯金			
	期日指定定期貯金			
	変動金利定期貯金			
	定期積金		「定期積金」欄に同じ。	
要求払貯金	当座貯金	小切手、手形をご利用いただける貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	期間の制限なし	１円以上
	普通貯金	お出し入れが自由にできるサイフがわりの便利な貯金です。	期間の制限なし	１円以上
	普通貯金無利息型（決済用）	利息はつきませんが、貯金保険制度により元金が全額保護されます。	期間の制限なし	１円以上
	貯蓄貯金	自由に引き出せる一方、残高に応じて普通貯金より有利な金利が適用される貯金です。	期間の制限なし ※公共料金等の自動支払いや年金等の自動受取りはご利用できません。	１円以上
	通知貯金	資金の短期運用等にご利用いただけます。	据置期間 ７日間	５万円以上 １円単位
定期貯金	スーパー定期貯金	期間は１か月から 10 年までお選びいただけます。個人のお客様の場合、３年から５年の定型方式のものは半年複利で運用できます。	１か月以上 10 年以内	１万円以上 １円単位
	大口定期貯金	大口資金の高利回り運用に最適な貯金です。	１か月以上 10 年以内	１千万円以上 １円単位
	期日指定定期貯金	１年複利の有利な貯金です。１年目以降は１か月前までのお申込みで、自由にお引き出しできます。	最長３年 （据置期間１年）	１万円以上 300 万円未満 １円単位
	変動金利定期貯金	市場実勢に応じて６か月毎にお預かり利率が変動する貯金です。個人のお客様の場合、半年複利で運用できます。	３年	１万円以上 １円単位
定期積金		毎月一定額のお積立で、生活設計に合わせた無理のない資金づくりができます。	６か月以上 ５年以下	１千円以上 １円単位
譲渡性貯金		大口資金の高利回り運用に最適です。中途解約はできませんが、満期日前に譲渡することができます。	７日以上 ５年以下	１千万円以上 １円単位

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■ 融 資 業 務 ■

ＪＡ、ＪＡ関連団体及びＪＡの組合員向け資金はもとより、一般企業・団体向けの設備資金や運転資金、個人向けの各種ローンなど様々な用途に対応できる商品をご用意いたしております。また、政府系金融機関等の取扱い窓口として、受託貸付業務を行っております。

＜事業の発展を応援する商品＞

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間及び返済方法	保証及び担保
一 般 企 業	県内に住所又は事務所をお持ちで、事業を営まれている一般企業等の皆様。	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的一時的な資金、あるいは長期運転資金にご利用いただけます。	ご相談のうえ決定します。	ご相談のうえ決定します。	必要に応じてご相談のうえ決定します。なお、県信用保証協会の保証もご利用いただけます。
個 人 事 業 者	県内ＪＡの組合員の皆様。（組合員でない方は、ＪＡの組合員になっていただく必要があります。）	運転資金・設備資金・その他の資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	同 上	同 上	必要に応じてご相談のうえ決定します。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

＜農業の発展を応援する商品＞

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間及び返済方法	保証及び担保
アグリパワー資金	農業を営む法人及び任意団体（集落営農組織等）並びに農業者・その他一定の要件を満たしている方。	運転資金・設備資金（負債整理資金を除く）	1,000万円以内 運転資金は100％、設備資金は事業費の80％	10年以内 元金均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証が必要となります。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

＜生活向上を応援する商品＞

	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	期間	返済方法	保証及び担保
JA住宅ローン	満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	住宅の新築、増改築、宅地または住宅の購入資金等にお使いいただけます。	10万円以上 5,000万円以内 （10万円単位）	3年以上 35年以内	元利均等 元金均等	原則として福井県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。また、原則として融資対象の土地建物に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
住宅ローン （新築・購入コース）	JAの組合員の皆様で、満20才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。					協同住宅ローン㈱の保証をご利用いただきます。必要により連帯保証人をいただくことがあります。また融資対象の土地建物に原則第1順位の抵当権を設定させていただきます。
住宅ローン （借換コース）	JAの組合員の皆様で、満21才以上満66才未満・その他一定の要件を満たしている方。	他金融機関からの住宅ローンの借換え（諸費用含む）、借換えに伴う増改築資金等にお使いいただけます。		3年以上 34年以内		

	ご　利　用 いただける方	お使いみち	ご融資金額	期　間	返 済 方 法	保証及び担保
JAフリーローン	JAの組合員の皆様で、満18才以上・その他一定の要件を満たしている方。	生活に必要な一切の資金にお使いいただけます。 （事業資金、負債整理資金を除く。）	300万円以内 （１万円単位）	6か月以上 5年以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。満２０歳未満の方は法定代理人を連帯保証人とさせていただきます。
JA教育ローン	JAの組合員の皆様で、満20才以上・その他一定の要件を満たしている方。	ご子弟の入学金や授業料、学費、アパート家賃等教育に関する全てにお使いいただけます。	500万円以内 （1万円単位）	据置期間と返済期間を合わせて6か月以上 13年6か月以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
JAマイカーローン	満18才以上でその他一定の要件を満たしている方。	自動車（付属品、自動車税・保険料等の諸費用含む）購入資金にお使いいただけます。	10万円以上 500万円以内 JAの組合員以外の皆様は、300万円以内 （1万円単位）	6か月以上 7年以内	元利均等	福井県農業信用基金協会の保証または個人保証（連帯保証人）が必要となります。
JAカードローン （約定返済型）	JAの組合員の皆様で、満20才以上満70才未満・その他一定の要件を満たしている方。	組合員の皆様が生活に必要とする一切の資金にお使いいただけます。	極度額50万円以内（10万円単位）	契約日から2年後の応当日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）まで（2年毎に延長可）	約定返済	福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

＜　公　庫　資　金　＞

金融機関等		資　金　名
日本政策金融公庫	農林水産事業	農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、経営体育成強化資金、中山間地域活性化資金、他
	国民生活事業	国の教育ローン

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■国債等窓口販売業務■

多様化するお客様の資金運用ニーズにお応えするため、国債・投資信託の窓口販売及び買取等を行っております。

＜　国　債　＞

種　類	期　間	申込単位	発　行	募　集　期　間	手数料
個人向け国債	１０年	１万円	年４回 1･4･7･10月	３週間程度	口座管理手数料が必要となります。
	５年				
長　期　国　債	１０年	５万円	毎　月	入札日の３営業日後から ２週間程度	口座管理手数料が必要となります。
中　期　国　債	５年			入札日の３営業日後から １週間程度	
	２年			入札日の３営業日後から ３週間程度	

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

＜　投　資　信　託　＞

取扱ファンドの種類	
ＪＡ日本債券ファンド	ＪＡ海外債券ファンド（隔月分配型）
農中日経２２５オープン	ＤＩＡＭ高格付インカム・オープン（毎月決算コース）「ハッピークローバー」
ＪＡ ＴＯＰＩＸオープン	世界の財産３分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型
農中日本株オープン「ニューチョイス」	ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン「果 樹 園」
農中ＵＳ債券オープン	

（注）詳細につきましては、窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。

■各種サービス業務■

会員であるＪＡをはじめ、地域の皆様、一般企業・団体の皆様の幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しております。

種　類	内　容
内国為替サービス	県内・外のＪＡはもとより、国内の金融機関への振込・送金・代金取立などを安全・確実・迅速に行うサービスです。
自動受取サービス	給料やボーナス、年金などがお客様ご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、窓口はもちろんＣＤ・ＡＴＭにより必要なときにお引き出しいただけます。

自動支払サービス	電気、電話、ＮＨＫ放送受信料等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金など、月々のお支払いをご指定の口座（普通貯金（総合口座を含む）、当座貯金）から自動的にお支払いいたします。
定時振込サービス	家賃、地代、駐車料金、仕送り等をご指定のお振込方法により、お客様に代わって当会が行うサービスです。お客様の普通貯金口座等から当会にある他口座への振替はもちろん、国内の金融機関へのご送金が可能です。
キャッシュサービス	当会のキャッシュカードは、カードの安全性を高めたＩＣキャッシュカードを採用しており、さらに生体認証機能を付加することも可能です。 なお、国内のＭＩＣＳ提携金融機関やゆうちょ銀行、コンビニＡＴＭでもご利用いただけます（提携クレジット会社のキャッシングサービスもご利用いただけます）。 さらに、当会・県内・県外ＪＡのＡＴＭで入出金取引をご利用した場合のＡＴＭ顧客手数料は無料となっており、他行のＡＴＭで入出金取引をご利用した場合についても、毎月３回までＡＴＭ利用手数料をキャッシュバックしております。
クレジットカード （国際ブランドはＶＩＳＡ）	ＪＡグループが発行する「ＪＡカード」は、三菱ＵＦＪニコスの商品性にＪＡ独自のメリットを上乗せした大変魅力的なクレジットカードです。年間12万円以上のカードショッピングご利用・電気料金又は携帯電話料金のＪＡカード払いのセットのいずれかにより、翌年の年会費が無料となります。 また、「ロードサービス付ＪＡカード」をお選びいただきますと、安心便利なカーライフをお過ごしいただけます。 さらに、ＩＣキャッシュカードの機能を備えた一体型カードもお選びいただけます。
家計簿機能サービス	普通貯金（総合口座を含む）に家計簿機能をセットされますと、１か月の入金額・出金額及び収支残高を自動的に計算し通帳に印字します。
スウィングサービス	普通貯金の余裕資金を高利回りの貯蓄貯金へ自動的に振り替える、または、口座振替時に普通貯金が残高不足の時、貯蓄貯金から必要な資金を普通貯金へ自動的に振り替える、便利なサービスです。
マルチペイメント ネットワーク	銀行の窓口やコンビニなどを利用してお支払していた公共料金や税金、航空券、インターネットショッピング等の料金が、様々な金融機関チャネル（パソコン・携帯電話）を利用していつでもお支払いただけます。
ＪＡ　ＦＢサービス	お客様が会社に居ながらパソコンを使って、ご指定の貯金口座の内容を把握したり、ご希望の口座に対して振込・振替を行うことができる、大変便利なサービスです。
ＪＡネットバンク	インターネットを利用できるパソコンや携帯電話から、残高照会や振込・振替などの各種サービスが24時間お気軽に利用できます。 また、県内ＪＡ間の振込手数料は無料となっております。 なお、セキュリティ対策には世界最高水準の暗号化技術（SSL 128bit）を採用しておりますので、安心してご利用いただけます。 アクセスは　http://www.ja-fukui.or.jp/ibank/　まで

主な手数料一覧表　(平成25年7月31日現在)

内国為替の取扱手数料

区分			系統金融機関あて	系統外金融機関あて
振込手数料（1件につき）	電信扱い 文書扱い（付帯あり）	3万円未満	315円	630円
		3万円以上	525円	840円
	ATM利用 IB・FB利用	3万円未満	210円	420円
		3万円以上	315円	630円
	文書扱い（付帯なし） 自動振込（文書扱い）	3万円未満	210円	525円
		3万円以上	420円	735円
送金手数料（1件につき）			420円	630円

代金取立手数料（1通につき）	県内JA あて	県外JA・他金融機関あて	
		（至急扱い）	（普通扱い）
	420円	840円	630円

（注）視覚障害者等の方から窓口にて振込の依頼を受けた場合は、通常の振込手数料をATM利用の手数料水準まで減免いたします。

その他の諸手数料

店内振込手数料	窓口扱	3万円未満	210円
		3万円以上	420円
	ATM・IB・FB	無料	
残高証明書発行手数料（継続発行）	1通につき	315円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	525円	
通帳・証書再発行手数料	1冊・1枚につき	1,050円	
キャッシュカード再発行手数料	1枚につき	1,050円	
国債口座管理手数料	1口座につき	105円／月	
両替手数料	100枚以下	無料	

	１０１枚～３００枚	105円
	３０１枚～１，０００枚	315円
	１，００１枚以上	1,000枚まで毎に315円加算
大量硬貨受入手数料	１，０００枚以上	210円 （1,000枚まで毎に105円加算）

（注）ネットバンキングを『ＩＢ』、ファームバンキングを『ＦＢ』と略記載しております。

決算の状況

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成24年度（平成25年3月31日）	平成23年度（平成24年3月31日）	科目	平成24年度（平成25年3月31日）	平成23年度（平成24年3月31日）
（資産の部）			（負債の部）		
現金	1,421	645	貯金	605,871	589,974
預け金	353,478	332,925	当座貯金	10,123	7,958
系統預け金	352,384	332,198	普通貯金	3,949	3,020
系統外預け金	1,093	727	貯蓄貯金	－	2
買入金銭債権	60	150	通知貯金	2,275	730
有価証券	208,866	217,218	別段貯金	38	79
国債	44,097	43,036	定期貯金	589,440	578,157
地方債	2,653	2,883	定期積金	44	25
政府保証債	2,854	4,110	譲渡性貯金	9,185	7,203
金融債	54,451	76,001	借用金	3,500	3,500
短期社債	999	999	代理業務勘定	73	73
社債	79,946	59,475	その他負債	1,224	881
外国証券	21,498	29,178	未払費用	91	111
株式	715	718	その他の負債	1,132	769
受益証券	1,648	814	諸引当金	1,695	1,680
貸出金	72,292	64,485	相互援助積立金	1,269	1,252
手形貸付	403	663	賞与引当金	40	37
証書貸付	46,487	40,917	退職給付引当金	385	390
当座貸越	10,468	7,863	繰延税金負債	661	386
金融機関貸付	14,818	14,818	債務保証	425	501
割引手形	114	221	負債の部合計	622,637	604,201
その他資産	931	964	（純資産の部）		
未収収益	757	762	出資金	17,022	16,910
その他の資産	173	202	回転出資金	2,336	2,300
有形固定資産	188	206	資本準備金	1	1
建物	113	124	利益剰余金	22,956	21,513
土地	61	61	利益準備金	11,700	11,440
その他の有形固定資産	14	21	その他利益剰余金	11,256	10,073
無形固定資産	88	124	経営基盤安定化積立金	1,300	1,300
ソフトウェア	88	124	特別積立金	6,946	6,946
その他の無形固定資産	0	0	当期未処分剰余金	3,010	1,827
外部出資	30,941	30,941	（うち当期剰余金）	2,575	1,265
系統出資	30,672	30,672	会員資本合計	42,317	40,725
系統外出資	259	259	その他有価証券評価差額金	2,219	1,518
子会社等出資	10	10	評価・換算差額等合計	2,219	1,518
繰延税金資産	－	－	純資産の部合計	44,536	42,244
債務保証見返	425	501			
貸倒引当金	△ 1,521	△ 1,718			
資産の部合計	667,173	646,446	負債及び純資産の部合計	667,173	646,446

損　益　計　算　書

（単位：百万円）

科　目	平成24年度 （平成24年4月1日～平成25年3月31日）	平成23年度 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）
経常収益	7,793	7,192
資金運用収益	6,449	6,619
貸出金利息	1,520	1,430
預け金利息	194	304
有価証券利息配当金	2,446	2,428
その他受入利息	2,287	2,456
（うち受取奨励金）	(2,243)	(2,389)
（うち受取特別配当金）	(43)	(46)
役務取引等収益	41	45
受入為替手数料	13	13
その他の受入手数料	28	32
その他事業収益	1,069	473
受取助成金	18	1
買入金銭債権売却益	52	－
国債等債券売却益	824	282
国債等債券償還益	1	22
金融派生商品収益	56	51
その他の事業収益	116	116
その他経常収益	233	53
償却債権取立益	3	2
株式等売却益	198	16
その他の経常収益	31	34
経常費用	4,650	5,341
資金調達費用	2,758	2,761
貯金利息	159	218
譲渡性貯金利息	25	21
借用金利息	41	0
その他支払利息	2,531	2,521
（うち支払奨励金）	(2,529)	(2,516)
役務取引等費用	5	6
支払為替手数料	2	2
その他の支払手数料	1	2
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	150	112
支払助成金	109	57
買入金銭債券売却損	－	53
国債等債券売却損	40	－
国債等債券償還損	－	1
経費	1,192	1,226
その他経常費用	544	1,234
貸倒引当金繰入	32	1,207
相互援助積立金繰入	16	21
株式等売却損	492	－
株式等償却	2	5
その他の経常費用	0	0
経常利益	3,142	1,851
特別利益	－	14
固定資産処分益	－	14
貸倒引当金戻入益	－	－
特別損失	0	1
固定資産処分損	0	1
税引前当期利益	3,142	1,864
法人税、住民税及び事業税	558	571
法人税等調整額	8	26
法人税等合計	566	598
当期剰余金	2,575	1,265
当期首繰越剰余金	434	561
当期未処分剰余金	3,010	1,827

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	平成24年度 （平成24年4月1日～平成25年3月31日）	平成23年度 （平成23年4月1日～平成24年3月31日）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,142	1,864
減価償却費	59	67
貸倒引当金の増加額	△ 196	1,207
退職給付引当金の増加額	△ 4	△ 60
その他の引当金・積立金の増加額	19	21
資金運用収益	△ 6,449	△ 6,619
資金調達費用	2,758	2,761
有価証券関係損益（△）	△ 155	△ 176
固定資産処分損益（△）	0	△ 13
貸出金の純増減（△）	△ 7,806	△ 8,553
預け金の純増減（△）	△ 13,000	△ 6,995
貯金の純増減（△）	17,879	2,899
コールローン等の純増(△)減額	90	5,314
事業分量配当金の支払額	△ 963	△ 1,104
その他	406	25
資金運用による収入	6,454	6,611
資金調達による支出	△ 2,778	△ 2,827
小計	△ 545	△ 5,576
法人税等の支払額	△ 573	△ 460
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,118	△ 6,037
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 93,529	△ 116,976
有価証券の売却による収入	81,460	90,007
有価証券の償還による収入	21,542	14,232
固定資産の取得による支出	△ 5	△ 37
固定資産の売却による収入	0	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,467	△ 12,757
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	－	3,500
出資の増額による収入	111	93
出資配当金の支払額	△ 168	△ 167
回転出資金の受入による収入	491	478
回転出資金の払戻しによる支出	△ 454	△ 471
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 20	3,432
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
5　現金及び現金同等物の増減額	8,328	△ 15,362
6　現金及び現金同等物の期首残高	43,051	58,414
7　現金及び現金同等物の当期末残高	51,380	43,051

剰　余　金　処　分　計　算　書

（単位：百万円）

科　　目	平成 24 年度	平成 23 年度
１．当期未処分剰余金	3,010	1,827
２．剰余金処分額	2,538	1,392
(1)　利益準備金	550	260
(2)　任意積立金	800	－
経営基盤安定化積立金	700	－
特別積立金	100	－
(3)　出資配当金	169	168
普通出資に対する配当金	169	168
(4)　事業分量配当金	1,018	963
３．次期繰越剰余金	471	434

（注）　１．出資金の配当率　年 1.000%

２．事業分量配当の分配基準は次のとおりです。

- 平成 24 年度　　定期貯金ネット平均残高に対し年 0.180%
- 平成 23 年度　　定期貯金ネット平均残高に対し年 0.170%

３．任意積立金のうち、経営基盤安定化積立金は次のとおりです。

(1)　積立目的　　県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えること。

(2)　積立目標額　　特別積立金の額までとする。

(3)　積立基準　　処分対象剰余金から利益剰余金、特別積立金、配当予定額を控除し、なお残余があるとき積み立てることができる。

(4)　取崩基準　　経営管理委員会の承認を得て、積立目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

注　記　表

平成24年度

（自平成24年4月1日　至平成25年3月31日）

1　重要な会計方針に関する事項

(1)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。

(2)　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

・満期保有目的の債券・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・関係法人等株式・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・その他有価証券
時価のあるもの・・原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの
・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

(3)　有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建　物　　定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は13年～50年であります。
建物以外　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年であります。

（会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当年度の経常利益及び税引前当期利益が0百万円増加しております。

(4)　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(5)　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は貸倒実績率を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

②　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③　退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

(6)　所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

(1)　当会は取引先への貸出金に対し、福井県信用保証協会から保証（保証額165百万円）を受けておりますが、当該取引先が破綻したため、平成24年3月に当会が原告となり福井県信用保証協会に対し保証債務履行請求の訴訟中であります。

なお、福井県信用保証協会による保証の不履行に伴う損失見込額の算定は困難です。

2　貸借対照表に関する事項

(1)　有形固定資産の減価償却累計額は932百万円であります。

(2)　有形固定資産の圧縮記帳額は125百万円であります。

(3)　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合　計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	−百万円	0百万円
オペレーティング・リース	5百万円	21百万円	27百万円

(4)　担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。

(5)　子会社等に対する金銭債権はありません。

(6)　子会社等に対する金銭債務の総額は445百万円であります。

(7)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(8)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(9)　貸出金のうち、破綻先債権額は960百万円、延滞債権額は419百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(10)　貸出金のうち、３か月以上延滞債権額はありません。

なお、３か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(11)　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(12)　破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,380百万円であります。

なお、(9)と(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13)　割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は114百万円であります。

(14)　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は18,299百万円であります。

(15)　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。

(16)　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

3　損益計算書に関する事項

(1)　子会社等との取引による収益総額	1百万円
うち事業取引高	1百万円
うち事業取引以外の取引高	−百万円
(2)　子会社等との取引による費用総額	133百万円
うち事業取引高	133百万円
うち事業取引以外の取引高	−百万円

(3)　すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却に伴い債権額と引当金戻入額を相殺しています。相殺した金額は229百万円であります。

4　金融商品に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のＪＡから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ａ　信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

ｂ　市場リスクの管理

(a)　金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ＡＬＭにより、管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会で協議を行っております。

(b)　価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(c)　市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が76百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

ｃ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、リスク管理委員会において、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	353,478	353,283	△　194
有価証券			
満期保有目的の債券	17,499	17,656	156
その他有価証券	191,366	191,366	－
貸出金	72,292		
貸倒引当金	△　1,521		
貸倒引当金控除後	70,770	72,769	1,998
資産計	633,115	635,076	1,960
貯金	615,057	614,224	△　832
負債計	615,057	614,224	△　832

（注）1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2.貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,185百万円を含めております。

②　金融商品の時価の算定方法

【資産】

ａ　預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ｂ　有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

ｃ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

ａ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	30,941百万円
合計	30,941百万円

（注）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	353,478百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円	－百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	7,000	6,000	4,500	－	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	34,565	35,945	19,046	14,361	11,752	67,700
貸出金	16,134	4,322	4,242	3,256	3,337	39,765
合計	411,177	46,268	27,788	17,617	15,089	107,465

（注）1.貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）64百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金13,818百万円については「5年超」に含めております。
2.貸出金のうち、期限の利益を喪失した債権等1,233百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	605,452百万円	299百万円	18百万円	−百万円	101百万円	−百万円
譲渡性貯金	9,185	−	−	−	−	−
合計	614,637	299	18	−	101	−

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5　有価証券に関する事項

(1)　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「受益証券」、並びに「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）が含まれております。以下（3）まで同様であります。

①　満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	−百万円	−百万円	−百万円
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	16,500	16,656	156
	短期社債	999	999	0
	社債	−	−	−
	外国証券	−	−	−
	その他	60	61	0
	小計	17,560	17,717	157
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	−	−	−
	外国証券	−	−	−
	その他	−	−	−
	小計	−	−	−
	合計	17,560	17,717	157

②　その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価をを超えるもの	株式	185百万円	559百万円	374百万円
	債券			
	国債	42,701	44,097	1,395
	地方債	2,596	2,653	57
	政府保証債	2,800	2,854	54
	金融債	37,300	37,652	352
	短期社債	−	−	−
	社債	67,588	68,436	847
	外国証券	9,181	9,251	70
	その他	−	−	−
	その他	1,448	1,648	200
	小計	163,801	167,154	3,352
貸借対照表計上額が取得原価をを超えないもの	株式	171	155	△　15
	債券			
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	300	299	△　0
	短期社債	−	−	−
	社債	11,702	11,510	△　191
	外国証券	12,331	12,246	△　84
	その他	−	−	−
	その他	−	−	−
	小計	24,505	24,212	△　292
	合計	188,307	191,366	3,059

（注）上記差額合計から繰延税金負債840百万円を差し引いた金額2,219百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、2百万円（株式）であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50％以上下落した場合には全て減損処理を行い、30％以上50％未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2)　当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3)　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
債券	63,104百万円	824百万円	533百万円
その他	2,656	198	−
合計	65,761	1,022	533

6　退職給付に関する事項

(1)　退職給付

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っております。

②　退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△　874百万円
年金資産	489百万円
退職給付引当金	△　385百万円

③　退職給付費用の内訳

勤務費用	34百万円
臨時に支払った割増退職金	8百万円
退職給付費用	42百万円

(2)　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された平成25年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、109百万円となっております。

7　税効果会計に関する事項

(1)　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	250百万円
賞与引当金超過額	11百万円
退職給付超過額	106百万円
相互援助積立金	350百万円
貸出金有税償却額	17百万円
有価証券有税償却額	15百万円
未払事業税	33百万円
減価償却超過額	21百万円
買入金銭債券減損額	0百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	816百万円
評価性引当額	△　637百万円
繰延税金資産合計(A)	179百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　840百万円
繰延税金負債合計(B)	△　840百万円
繰延税金負債の純額(A)＋(B)	△　661百万円

(2)　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	29.39%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%
事業分量配当金	△　9.53%
住民税均等割額	0.14%
評価性引当額の増減	△　2.03%
その他	△　0.04%
税効果会計適用後の法人税率の負担率	18.03%

8　持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	10百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	285百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	17百万円

9　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

平成23年度

（自平成23年4月1日　至平成24年3月31日）

1　重要な会計方針に関する事項

(1)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「０」で表示しております。

(2)　有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。

・売買目的有価証券・・・・時価法（売却原価は移動平均法により算定）
・満期保有目的の債券・・定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・子会社・子法人等株式・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）
及び関連法人等株式
・その他有価証券
時価のあるもの・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価を把握することが極めて困難と認められるもの
・・原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。

(3) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しております。

建　物　　定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は13年～50年であります。
建物以外　　定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は4年～20年であります。

(4)　無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(5)　引当金の計上方法

①　貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当計上基準」に則り、次のとおり計上しております。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は貸倒実績率を採用）を計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、「自己査定規程」に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

②　賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③　退職給付引当金

退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

(6)　所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(7)　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

（追加情報）

(1)　当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しております。

(2)　当会は取引先への貸出金に対し、福井県信用保証協会から保証（保証額165百万円）を受けておりますが、当該取引先が破綻したため、平成24年3月に当会が原告となり福井県信用保証協会に対し保証債務履行請求訴訟の手続をしております。

なお、福井県信用保証協会による保証の不履行に伴う損失見込額の算定は困難です。

2　貸借対照表に関する事項

(1)　有形固定資産の減価償却累計額は913百万円であります。

(2)　有形固定資産の圧縮記帳額は125百万円であります。

(3)　貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として車両があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

	1年以内	1年超	合　計
所有権移転外ファイナンス・リース	1百万円	0百万円	1百万円
オペレーティング・リース	3百万円	14百万円	17百万円

(4)　担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済取引の担保として預け金33,000百万円、県収納代理契約の担保として預け金16百万円を差し入れております。

(5)　子会社等に対する金銭債権の総額は56百万円であります。

(6)　子会社等に対する金銭債務の総額は365百万円であります。

(7)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(8)　理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(9)　貸出金のうち、破綻先債権額は1,022百万円、延滞債権額は552百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(10)　貸出金のうち、３か月以上延滞債権額はありません。

なお、３か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(11)　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３か月以上延滞債権に該当しないものであります。

(12)　破綻先債権額、延滞債権額、３か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,575百万円であります。

なお、(9)と(12)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(13)　割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は221百万円であります。

(14)　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19,056百万円であります。

(15)　貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,818百万円が含まれております。

(16)　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,500百万円が含まれております。

3　損益計算書に関する事項

(1)	子会社等との取引による収益総額	2百万円
	うち事業取引高	2百万円
	うち事業取引以外の取引高	−百万円
(2)	子会社等との取引による費用総額	133百万円
	うち事業取引高	133百万円
	うち事業取引以外の取引高	−百万円

4　金融商品に関する事項

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当会は、福井県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②　金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借用金は、自己資本増強の一環として、会員である地元のＪＡから借り入れた永久劣後特約付借入金であります。

劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その分劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

ａ　信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクマネジメント要項に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会において報告・協議を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

ｂ　市場リスクの管理

(a)　金利リスクの管理

当会では、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクマネジメント要項において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、余裕金運用会議において決定された投資方針に基づき、リスク管理委員会において運営状況の把握・確認、今後の対応等を協議し理事会に報告を行っております。

また、ＡＬＭにより、管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会で協議を行っております。

(b)　価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用方針に基づき、余裕金運用規程に従い行われております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資産自己査定の実施結果として、リスク管理委員会及び理事会において定期的に報告されております。

(c)　市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借用金」であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が592百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しております。

ｃ　資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金運用会議を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2)　金融商品の時価等に関する事項

①　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預け金	332,925	332,618	△　307
有価証券	217,218		
満期保有目的の債券	21,099	21,359	259
その他有価証券	196,118	196,118	−
貸出金	64,485		
貸倒引当金	△　1,718		
貸倒引当金控除後	62,766	64,150	1,383
資産計	612,910	614,246	1,335
貯金	597,178	596,080	△　1,097
負債計	597,178	596,080	△　1,097

（注）1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
2.貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金7,203百万円を含めております。

②　金融商品の時価の算定方法

【資産】

ａ　預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

ｂ　有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

ｃ　貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

ａ　貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

	貸借対照表計上額
外部出資	30,941百万円
合計	30,941百万円

（注）外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

④　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	332,425百万円	500百万円	−百万円	−百万円	−百万円	−百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	4,600	6,000	6,000	4,500	−	−
その他有価証券のうち満期があるもの	34,966	40,765	38,755	18,446	15,961	42,552
貸出金	13,366	4,065	3,680	3,586	2,931	35,435
合計	385,358	51,330	48,436	26,532	18,892	77,987

（注）1.貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型を除く）98百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金13,818百万円については「5年超」に含めております。

2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等1,419百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

⑤　有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	584,254百万円	5,623百万円	91百万円	4百万円	−百万円	−百万円
譲渡性貯金	7,203	−	−	−	−	−
合計	591,458	5,623	91	4	−	−

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

5　有価証券に関する事項

(1)　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「受益証券」、並びに「買入金銭債権」中の金銭債権信託の受益権証書（保有区分口）が含まれております。以下（3）まで同様であります。

①　売買目的有価証券

貸借対照表計上額	−百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	−百万円

②　満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	20,100	20,359	259
	短期社債	999	999	0
	社債	−	−	−
	外国証券	−	−	−
	その他	79	79	0
	小計	21,178	21,438	259
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	−	−	−
	短期社債	−	−	−
	社債	−	−	−
	外国証券	−	−	−
	その他	71	71	−
	小計	71	71	−
	合計	21,250	21,509	259

③　その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	279	651	372
	債券			
	国債	42,006	43,036	1,030
	地方債	2,791	2,883	91
	政府保証債	4,019	4,110	91
	金融債	54,599	55,299	699
	短期社債	−	−	−
	社債	41,936	42,296	360
	外国証券	4,882	4,905	22
	その他	−	−	−
	その他	674	814	139
	小計	151,189	153,998	2,809
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	79	66	△　12
	債券			
	国債	−	−	−
	地方債	−	−	−
	政府保証債	−	−	−
	金融債	602	602	△　0
	短期社債	−	−	−
	社債	17,570	17,178	△　391
	外国証券	24,582	24,272	△　310
	その他	−	−	−
	その他	−	−	−
	小計	42,835	42,120	△　715
	合計	194,025	196,118	2,093

（注）上記評価差額合計から繰延税金負債574百万円を差し引いた金額1,518百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当年度における減損処理額は、58百万円（うち、株式5百万円、買入金銭債権53百万円）であります。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

(2)　当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3)　当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額	売却益	売却損
株式	1,014百万円	5百万円	−百万円
債券	53,704	282	−
その他	208	11	−
合計	54,926	298	−

6　退職給付に関する事項

(1)　退職給付

①　採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約に基づく確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っております。

②　退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△　880百万円
年金資産	490百万円
退職給付引当金	△　390百万円

③　退職給付費用の内訳

勤務費用	41百万円
臨時に支払った割増退職金	17百万円
退職給付費用	59百万円

(2)　人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、7百万円となっております。

また、存続組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、115百万円となっております。

7　税効果会計に関する事項

(1)　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	305百万円
賞与引当金超過額	12百万円
退職給付超過額	110百万円
相互援助積立金	345百万円
貸出金有税償却額	17百万円
有価証券有税償却額	15百万円
未払事業税	32百万円
減価償却超過額	24百万円
買入金銭債券減損額	14百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	889百万円
評価性引当額	△　701百万円
繰延税金資産合計(A)	187百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　574百万円
繰延税金負債合計(B)	△　574百万円
繰延税金負債の純額(A)＋(B)	△　386百万円

(2)　法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当年度は、法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差が法定実行税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(3)　法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産及び繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間（指定期間）に開始する年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前年度の31.00%から、指定期間内に開始する年度については29.39%、平成27年4月1日以後に開始する年度については27.61%に変更されました。その結果、繰延税金資産が16百万円減少し、その他有価証券評価差額金が70百万円増加し、法人税等調整額が16百万円増加しています。

8　キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性について経営者責任の明確化

1　私は平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。

2　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

- 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
- 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については内部監査部門から理事会等に適切に報告されております。
- 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成２５年６月２７日

福井県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長　　北川　雅己

（注）
財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

損益の状況

最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円，口，人，％）

項目	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
経常収益	7,793	7,192	6,993	7,799	7,786
経常利益	3,142	1,851	2,627	2,487	2,128
当期剰余金	2,575	1,265	2,239	1,972	1,902
出資金	17,022	16,910	16,817	16,713	16,585
出資口数	1,702,258	1,691,081	1,681,746	1,671,306	1,658,545
純資産額	44,536	42,244	42,213	41,726	38,314
総資産額	667,173	646,446	641,972	631,518	616,761
貯金等残高	615,057	597,178	594,279	585,292	574,425
貸出金残高	72,292	64,485	55,931	56,777	52,191
有価証券残高	208,866	217,218	206,498	179,746	214,620
剰余金配当金額	1,188	1,132	1,272	1,087	975
普通出資配当額	169	168	167	166	165
事業分量配当額	1,018	963	1,104	920	810
職員数	77	73	74	73	73
単体自己資本比率	20.23	20.91	19.64	20.09	20.55

利益総括表

（単位：百万円，％）

項目	平成24年度	平成23年度	増減
資金運用収支	3,690	3,858	△ 167
役務取引等収支	35	39	△ 3
その他事業収支	919	361	558
事業粗利益	4,645	4,259	386
事業粗利益率	0.75	0.69	0.06

（注）

１．資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）
２．役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
３．その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
４．事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
５．事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用収支の内訳

（単位：百万円，％）

項目	平成24年度			平成23年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	622,449	6,449	1.04	618,723	6,619	1.07
うち預け金	341,715	2,481	0.73	348,967	2,740	0.79
うち有価証券	209,135	2,446	1.17	207,054	2,428	1.17
うち貸出金	71,499	1,520	2.13	59,365	1,430	2.41
資金調達勘定	609,227	2,758	0.45	606,711	2,761	0.46
うち貯金・定積	594,267	2,688	0.45	597,508	2,734	0.46
うち譲渡性貯金	11,385	25	0.23	8,992	21	0.23
うち借用金	3,500	41	1.20	38	－	1.31
総資金利ざや			0.39			0.41

（注）

1．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借用金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借用金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100

2．資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3．資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4．資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項目	平成24年度増減額	平成23年度増減額
受取利息	△ 170	△ 200
うち預け金	△ 259	△ 225
うち有価証券	18	85
うち貸出金	89	△ 35
支払利息	△ 2	△ 257
うち貯金・定積	△ 46	△ 244
うち譲渡性貯金	4	△ 17
うち借用金	41	0
差引き	△ 167	56

（注）

1．増減額は前年度対比です。

2．受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3．支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4．支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

事業の概況

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

（単位：百万円，％）

種類	平成24年度		平成23年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	11,686	1.9	11,095	1.8	591
定期性貯金	582,487	96.2	586,330	96.7	△ 3,843
その他の貯金	93	0.0	82	0.0	11
計	594,267	98.1	597,508	98.5	△ 3,240
譲渡性貯金	11,385	1.9	8,992	1.5	2,393
合計	605,653	100.0	606,500	100.0	△ 847

（注）
1．流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2．定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

（単位：百万円，％）

種類	平成24年度		平成23年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
定期貯金	589,440	100.0	578,157	100.0	11,282
うち固定金利定期	589,440	100.0	578,157	100.0	11,282
うち変動金利定期	0	0.0	0	0.0	0

（注）
1．固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2．変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

（単位：百万円）

種類	平成24年度	平成23年度	増減
手形貸付	760	855	△ 94
証書貸付	45,973	37,477	8,496
当座貸越	9,800	6,668	3,131
金融機関貸付	14,774	14,236	538
割引手形	191	128	63
合計	71,499	59,365	12,134

貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：百万円，％）

種類	平成24年度		平成23年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
固定金利貸出	42,922	59.4	39,853	61.8	3,069
変動金利貸出	29,369	40.6	24,631	38.2	4,737
合計	72,292	100.0	64,485	100.0	7,806

貸出金及び債務保証見返の担保別内訳残高

（単位：百万円）

種類	平成24年度		平成23年度		増減	
	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返	貸出金	債務保証見返
貯金・定期積金等	154	－	75	－	78	
有価証券	14	－	－	－	14	
動産	－	－	－	－	－	
不動産	3,075	－	3,295	－	△ 220	
その他担保物	1,133	－	943	－	189	
小計	4,377	－	4,314	－	63	
農業信用基金協会保証	337	－	216	－	120	
その他保証	12,129	425	10,268	501	1,861	△ 75
小計	12,467	425	10,485	501	1,981	△ 75
信用	55,446	－	49,685	－	5,761	
合計	72,292	425	64,485	501	7,806	△ 75

貸出金の使途別内訳残高

（単位：百万円，％）

種類	平成24年度		平成23年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
設備資金	5,925	8.2	4,989	7.7	935
運転資金	66,366	91.8	59,495	92.3	6,871
合計	72,292	100.0	64,485	100.0	7,806

元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

貸出金の業種別残高

（単位：百万円，％）

種類	平成24年度		平成23年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農業	98	0.1	121	0.2	△ 23
林業	8	0.0	18	0.0	△ 9
水産業	－	－	－	－	－
製造業	1,652	2.3	1,433	2.2	218
鉱業	－	－	－	－	－
建設業	1,221	1.7	1,641	2.5	△ 419
電気・ガス・熱供給・水道業	25,398	35.1	19,787	30.7	5,611
運輸・通信業	1,190	1.6	358	0.6	832
卸売・小売業・飲食店	1,629	2.3	1,542	2.4	87
金融・保険業	15,318	21.2	14,818	23.0	500
不動産業	2,542	3.5	3,551	5.5	△ 1,008
サービス業	10,330	14.3	8,248	12.8	2,082
地方公共団体	11,748	16.3	11,726	18.2	21
その他	1,150	1.6	1,235	1.9	△ 85
合計	72,292	100.0	64,485	100.0	7,806

（注）
林業には森林組合連合会への貸出金を含みます。

主要な農業関係の貸出金残高

1．営農類型別

（単位：百万円）

区分	平成24年度	平成23年度	増減
農業	98	121	△ 23
穀作	8	10	△ 2
野菜・園芸	6	8	△ 2
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	5	6	△ 1
養鶏・養卵	78	95	△ 17
養蚕	－	－	－
その他農業	－	－	－
農業関連団体等	5,948	4,033	1,914
合計	6,047	4,155	1,891

（注）
1．農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記の「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2．「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3．「農業関連団体等」には、ＪＡや経済連とその子会社等が含まれています。

２．資金種類別

⑴　貸出金

（単位：百万円）

区　　分	平成24年度	平成23年度	増　減
プロパー資金	6,047	4,030	2,016
農業制度資金	－	125	△ 125
農業近代化資金	－	125	△ 125
その他制度資金	－	－	
合　　計	6,047	4,155	1,891

（注）

１．プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

２．農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

３．その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑵　受託貸付金

（単位：百万円）

区　　分	平成24年度	平成23年度	増　減
日本政策金融公庫資金	2,263	2,660	△ 396
そ　の　他	1	2	△ 1
合　　計	2,264	2,662	△ 397

（注）

日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

区　　分	平成24年度	平成23年度	増　減
破綻先債権額	960	1,022	△ 62
延滞債権額	419	552	△ 133
３カ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
合　　計	1,380	1,575	△ 195

（注）

１．破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。

２．延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

３．3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

４．貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権，延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

債権区分	平成24年度					平成23年度				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,267	71	186	1,008	1,267	1,393	81	187	1,124	1,393
危険債権	113	58	5	50	113	182	67	－	114	182
要管理債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小計	1,380	129	192	1,058	1,380	1,575	148	187	1,239	1,575
正常債権	71,443					63,494				
合計	72,823					65,070				

（注）

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

② 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

③ 要管理債権

3カ月以上延滞債権で上記①及び②に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

④ 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	平成24年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	478	462	－	478	462	193	478	－	193	478
個別貸倒引当金	1,239	1,058	229	1,009	1,058	317	1,239	－	317	1,239
合計	1,718	1,521	229	1,488	1,521	510	1,718	－	510	1,718

貸出金償却の額

（単位：百万円）

項目	平成24年度	平成23年度
貸出金償却額	229	－

（注）

貸出金償却額は、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺した金額を含めて表示しています。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種類	平成24年度	平成23年度	増減
国債	36,659	36,700	△ 40
地方債	2,750	2,815	△ 64
政府保証債	2,949	4,977	△ 2,028
金融債	60,816	86,970	△ 26,153
短期社債	1,039	1,530	△ 491
社債	75,024	47,982	27,042
外国証券	28,508	25,281	3,227
株式	360	378	△ 18
受益証券	1,026	417	609
合計	209,135	207,054	2,080

有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成24年度								
国債	2,879	9,433	962	1,718	15,621	13,480	－	44,097
地方債	1,013	1,364	276	－	－	－	－	2,653
政府保証債	1,104	1,538	212	－	－	－	－	2,854
金融債	22,604	30,632	1,214	－	－	－	－	54,451
短期社債	999	－	－	－	－	－	－	999
社債	8,830	13,154	20,700	19,747	17,305	－	208	79,946
外国証券	4,298	10,136	3,715	400	2,947	－	－	21,498
株式	－	－	－	－	－	－	715	715
受益証券	－	－	－	－	－	－	1,648	1,648
平成23年度								
国債	3,891	6,197	6,344	1,072	25,531	－	－	43,036
地方債	131	1,857	894	－	－	－	－	2,883
政府保証債	1,227	2,046	836	－	－	－	－	4,110
金融債	20,590	46,050	9,360	－	－	－	－	76,001
短期社債	999	－	－	－	－	－	－	999
社債	9,831	19,234	17,563	7,817	4,823	－	204	59,475
外国証券	2,994	16,940	4,767	1,592	2,883	－	－	29,178
株式	－	－	－	－	－	－	718	718
受益証券	－	－	－	－	－	－	814	814

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券の時価情報等

1．有価証券の時価情報

（単位：百万円）

保有区分	平成24年度			平成23年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
売買目的	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	17,499	17,499	－	21,099	21,359	259
その他	188,307	191,366	3,059	194,025	196,118	2,093
合計	205,806	208,866	3,059	215,124	217,477	2,352

（注）

1．時価は期末日における市場価格等によっています。
2．取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3．満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
4．その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

2．金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

3．デリバティブ取引等

⑴　金融先物取引等

該当する取引はありません。

⑵　金融等デリバティブ取引

該当する取引はありません。

⑶　有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

⑷　証券先物取引等

該当する取引はありません。

経営諸指標

利　益　率

（単位：%）

項　目	平成 24 年度	平成 23 年度	増　減
総資産経常利益率	0.48	0.28	0.20
純資産経常利益率	7.62	4.55	3.07
総資産当期純利益率	0.39	0.19	0.20
純資産当期純利益率	6.24	3.11	3.13

（注）
1．総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2．純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3．総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4．純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯　貸　率　・　貯　証　率

（単位：%）

区　分		平成 24 年度	平成 23 年度	増　減
貯　貸　率	期　末	11.75	10.80	0.95
	期中平均	11.81	9.79	2.02
貯　証　率	期　末	33.96	36.37	△ 2.41
	期中平均	34.53	34.14	0.39

（注）
1．貯貸率（期　末）＝貸出金残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
2．貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100
3．貯証率（期　末）＝有価証券残高／（貯金残高＋譲渡性貯金残高）×100
4．貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／（貯金平均残高＋譲渡性貯金平均残高）×100

自己資本の充実の状況

自　己　資　本　の　状　況

1．自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増強に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成 25 年 3 月末における単体自己資本比率は 20.23%となりました。

また、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本増強策として、35 億円の劣後特約付借入金による調達を行いました。

2．経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資並びに回転出資金により調達しております。

○　普通出資による資本調達額　　17,022 百万円（前年度 17,022 百万円）
○　回転出資金による資本調達額　　2,382 百万円（前年度　2,336 百万円）

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

３．自己資本の構成

（単位：百万円，％）

項目	当期末	前期末	項目	当期末	前期末
出資金	17,022	17,022	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	－	－
うち後配出資金	－	－			
回転出資金	2,382	2,336	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	－	－
再評価積立金	－	－			
資本準備金	1	1	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	－	－
利益準備金	12,250	11,700			
経営基盤安定化積立金	2,000	1,300	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	－	－
特別積立金	7,046	6,946			
次期繰越剰余金	471	434			
処分未済持分	－	－			
その他有価証券の評価差損	－	－	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー（ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む）及び信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス（告示第223条を準用する場合を含む。）	1	64
営業権相当額	－	－			
企業結合により計上される無形固定資産相当額	－	－			
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	－	－			
基本的項目（Ａ）	41,174	39,741	控除項目不算入額	－	－
			控除項目計（Ｄ）	1	64
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の４５％相当額	－	－	自己資本額(C-D)（Ｅ）	46,097	44,506
			資産(オン・バランス)項目	220,244	205,333
			オフ・バランス取引等項目	331	380
一般貸倒引当金	462	478	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額	7,239	7,100
相互援助積立金	1,269	1,252			
負債性資本調達手段等	3,500	3,500			
負債性資本調達手段	3,500	3,500	リスク・アセット等計(Ｆ)	227,815	212,815
期限付劣後債務	－	－			
補完的項目不算入額	△ 308	△ 401			
補完的項目（Ｂ）	4,923	4,830	Ｔｉｅｒ１比率（Ａ／Ｆ）	18.07	18.67
自己資本総額(A+B)（Ｃ）	46,098	44,571	自己資本比率（Ｅ／Ｆ）	20.23	20.91

（注）

１．農協法第 11 条の 2 の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。

２．当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

３．「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示（平成 24 年金融庁・農水省告示第 13 号。）」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「ー」（ハイフン）で記載しています。

４．自己資本の充実度に関する事項

(1)　信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	平成 24 年度			平成 23 年度		
信用リスク・アセット（標準的手法）	ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰの期末残高	ﾘｽｸ・ｱｾｯﾄ額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰの期末残高	ﾘｽｸ・ｱｾｯﾄ額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	42,794	－	－	42,089	－	－
我が国の地方公共団体向け	14,934	－	－	15,107	－	－
地方公共団体金融機構向け	1,300	－	－	3,820	130	5
我が国の政府関係機関向け	2,607	110	4	3,407	190	7
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	437,816	107,895	4,315	441,377	109,291	4,371
法人等向け	127,241	77,196	3,087	101,500	60,896	2,435
中小企業等向け及び個人向け	288	205	8	277	196	7
抵当権付住宅ローン	80	21	0	102	28	1
不動産取得等事業向け	1,750	1,678	67	2,187	2,122	84
三月以上延滞等	1,077	49	1	1,308	64	2
信用保証協会等による保証付	510	49	1	568	54	2
出資等	31,282	31,282	1,251	31,287	31,287	1,251
複数の資産を裏付とする資産（所謂ﾌｧﾝﾄﾞ）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,514	1,466	58	729	689	27
証券化	259	112	4	286	139	5
上記以外	1,947	508	20	1,295	622	24
エクスポージャー別計	665,407	220,575	8,823	645,346	205,714	8,228

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額（基礎的手法）	ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾅﾙ・ﾘｽｸ相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾅﾙ・ﾘｽｸ相当額を 8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	7,239	289	7,100	284

所要自己資本額	ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄ(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	ﾘｽｸ･ｱｾｯﾄ(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
	227,815	9,112	212,815	8,512

（注）

1．「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

4．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

5．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6．オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）×15%）の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

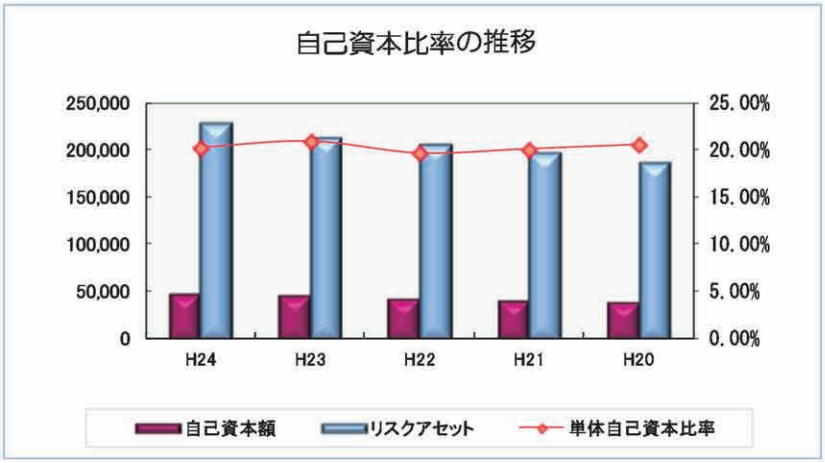

信用リスクに関する事項

1．リスク管理の方針及び手続の概要

⑴　当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測を行い、報告するため、『自己資本比率算出規程』『自己資本比率算出事務手続』を制定しております。関連諸規程では、信用リスク量を算出するためのプロセス、算出に係る手続きを定めており、統一的な手法によるリスク量算出を行っています。

なお、算出プロセス・計量化したリスク量などは経営管理委員会及び理事会並びにリスク管理委員会へ報告し協議しております。

⑵　当会における貸倒引当金・貸出金償却の計上は、「資産の償却・引当計上基準」「自己査定規程」等に基づき行っております。具体的には各フロント部署で資産精査・一次査定を実施し、二次査定部署で内容検証・二次査定を行い、監査担当部署において精査・検証した結果に基づき、決算担当部署が償却・引当額を算出しております。算出した償却・引当額はリスク管理委員会で検討したうえで、理事会へ付議し金額を確定させ経営管理委員会へ報告し決算に反映させております。

⑶　当会では平成 20 年度以降、リスクの定義とマネジメントについてより明確に位置づけるため、「リスクマネジメント基本方針」及び各種リスクマネジメント要項を策定し、リスク管理の高度化に努めております。

2．標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

⑴　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）

⑵　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する、エクスポージャーごとの適格格付機関の格付、又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行 金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー 法人等向けエクスポージャー(長期・短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P	

（注）

「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

３．信用リスクに関するエクスポージャー残高

⑴　地域別、業種別、残存期間別及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高　　（単位：百万円）

		平成24年度					平成23年度				
		信用ﾘｽｸに関するｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	うち貸出金等	うち債券	うち店頭ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ	三月以上延滞ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	信用ﾘｽｸに関するｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ	うち貸出金等	うち債券	うち店頭ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ	三月以上延滞ｴｸｽﾎﾟｰｼﾞｬｰ
国内		643,656	72,832	182,642	－	1,077	615,814	65,082	184,564	－	1,314
国外		21,491	－	21,491	－	－	29,250	－	29,250	－	－
地域別残高計		665,148	72,832	204,133	－	1,077	645,065	65,082	213,814	－	1,314
法人	農業	257	257	－	－	－	300	300	－	－	－
	林業	8	8	－	－	－	18	18	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	4,625	1,752	2,669	－	40	7,516	1,483	5,828	－	12
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	3,439	3,436	－	－	928	4,687	4,681	－	－	1,130
	電気・ガス・熱供給・水道業	71,344	24,453	45,820	－	－	44,352	19,827	24,446	－	－
	運輸・通信業	9,034	1,192	7,805	－	－	4,975	358	4,581	－	－
	金融・保険業	459,833	15,328	90,945	－	－	469,080	14,824	120,976	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	13,923	11,909	1,992	－	－	12,453	9,744	2,688	－	－
	日本国政府・地方公共団体	57,834	12,438	45,396	－	－	57,459	12,573	44,886	－	－
	上記以外	9,522	－	9,503	－	－	10,422	－	10,406	－	－
個人		1,053	1,053	－	－	109	1,268	1,268	－	－	171
その他		34,269	－	－	－	－	32,529	－	－	－	－
業種別残高計		665,148	72,832	204,133	－	1,077	645,065	65,082	213,814	－	1,314
１年以下		409,392	14,184	41,656	－		383,857	11,588	39,625	－	
１年超３年以下		70,771	5,096	65,675	－		97,498	5,429	91,567	－	
３年超５年以下		34,611	7,730	26,881	－		44,844	5,406	39,437	－	
５年超７年以下		39,230	17,631	21,598	－		31,879	21,485	10,393	－	
７年超１０年以下		56,171	21,063	35,108	－		48,847	16,056	32,790	－	
１０年超		19,084	5,870	13,214	－		3,512	3,512	－	－	
期限の定めのないもの		35,885	1,255	－	－		34,626	1,603	－	－	
残存期間別残高計		665,148	72,832	204,133	－		645,065	65,082	213,814	－	

（注）

１．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

２．「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

３．「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

４．「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

５．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

⑵　貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

①　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額　（単位：百万円）

	平成24年度					平成23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	478	462	－	478	462	193	478	－	193	478
個別貸倒引当金	1,239	1,058	229	1,009	1,058	317	1,239	－	317	1,239

②　業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額　（単位：百万円）

		平成24年度						平成23年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		1,239	1,058	229	1,009	1,058		317	1,239	－	317	1,239	
国外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
合計		1,239	1,058	229	1,009	1,058		317	1,239	－	317	1,239	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	28	27	－	28	27	－	28	28	－	28	28	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	1,079	958	229	850	958	229	206	1,079	－	206	1,079	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	－	0	0	－	4	0	－	4	0	－
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		130	71	－	130	71	－	78	130	－	78	130	－
合計		1,239	1,058	229	1,009	1,058	229	317	1,239	－	317	1,239	－

（注）

一般貸倒引当金については、業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

⑶　信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額　（単位：百万円）

		平成24年度			平成23年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0％	－	64,280	64,280	－	63,790	63,790
	10％	－	1,628	1,628	－	3,787	3,787
	20％	29,290	412,347	441,638	27,548	414,894	442,443
	35％	－	55	55	－	74	74
	50％	48,869	1,068	49,937	33,868	630	34,498
	75％	－	271	271	－	259	259
	100％	21,850	85,472	107,323	21,270	78,254	99,525
	150％	－	12	12	－	686	686
	その他	－	－	－	－	－	－
自己資本控除		－	－	－	－	－	－
合計		100,010	565,137	665,148	82,687	562,378	645,065

（注）

1．「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
　なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

2．自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額があります。

信用リスク削減手法に関する事項

１．信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

⑴　「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。なお、信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

ア　適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

イ　保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-又は A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

ウ　貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

エ　担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

⑵　信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額　（単位：百万円）

	平成 24 年度			平成 23 年度		
	適格金融資産担保	保　証	ｸﾚｼﾞｯﾄ・ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ	適格金融資産担保	保　証	ｸﾚｼﾞｯﾄ・ﾃﾞﾘﾊﾞﾃｨﾌﾞ
地方公共団体金融機構向け	－	1,300	－	－	2,520	－
我が国の政府関係機関向け	－	1,504	－	－	1,504	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	9	615	－	－	678	－
中小企業等向け及び個人向け	4	2	－	3	2	－
抵当権付住宅ローン	－	25	－	－	27	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	22	－	－	25	－
合計	13	3,471	－	3	4,759	－

（注）

1．「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2．「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

3．「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4．「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

1．派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当該取引については当会の事業の範囲に含まれないため、リスク管理に関する方針及び手続は定めておりません。

2．派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

3．与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

4．信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

1．リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

⑴　当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は以下のとおりです。

ア　リスクを確実に認識し、評価・計測、報告するための態勢

当会の証券化商品への投資にあたっては、「証券化案件にかかる管理要領」に基づき商品特性、リスク特性の分析及び投資判断の妥当性について審査を行うこととなっております。また、投資案件は外部格付及び時価評価、並びに裏付資産の状況等について定期的にモニタリングを行い、四半期毎にモニタリング結果をリスク管理委員会に報告しております。

イ　証券化取引についての方針

有価証券投資の一環として行っております。

ウ　証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービサー、信用補完の提供者、ABCP のスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）及び関与の度合

当会における証券化取引の主たる役割は、投資家として関与しており、他の役割（オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者等）を担うことはありません。

エ　証券化エクスポージャーに内在する信用リスク及びマーケット・リスク以外のリスク

証券化エクスポージャーには信用リスク及びマーケット・リスク以外に流動性リスク（個別性が高いため、換金しにくいリスク）、ストラクチャー・リスク（トリガー等がうまく発動しないリスク）、オリジネーター・リスク（倒産隔離がうまく機能しないリスク）、サービサー・リスク（サービサー倒産時に回収金が投資家へ流れなくなるリスク）が内在しております。

⑵　当会の再証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要は当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、リスク特性等の概要と同様です。

2．体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

＜体制の整備＞

ア　フロント部署

フロント部署は、証券化案件にかかる投資を担当し、審査及び起案等を行っています。

イ　審査担当・モニタリング部署

審査担当・モニタリング部署は、フロント部署が起案した案件を検証・審査するとともに、投資後の外部格付けの変遷や裏付資産のパフォーマンスなど、信用リスクの変化等にかかるモニタリングを行っています。

ウ　会議体他

リスク管理委員会において、投資後のモニタリング結果についての報告を受けております。

＜運用の状況＞

ア　投資の決定

フロント部署が所定の分析等を行ったうえで投資案を起案し、審査担当部署がこれを検証又は審査しています。

案件は組織規程に定める権限に基づき決定しています。

イ　期中管理

モニタリング担当部署がモニタリングを実施し、リスク管理委員会に報告しております。

ウ　方針の見直し

モニタリングの結果、信用の大幅な劣化が見込まれる場合等には、組織規程に定める権限に基づき、保有区分等を考慮し売却や継続保有等の方針の見直しにかかる決定を行っています。

3．信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当会は信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

4．信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

5．証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引はありません。

6．証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等はありません。

7．証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

なお、当会がオリジネーターになるような取引は行っていないため、具体的な会計方針は定めておりません。

8．証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（Ｒ＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Ｍｏｏｄｙ’ｓ）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（Ｓ＆Ｐ）

9．内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

10．当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

11. 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

		平成24年度		平成23年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住宅ローン	59		79	－
	自動車ローン	－		－	－
	その他	1		71	－
	合計	60		150	－
オフバランス	クレジットカード与信	－		－	－
	住宅ローン	－		－	－
	自動車ローン	－		－	－
	その他	－		－	－
	合計	－		－	－

（注）

証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

(2) リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成 24 年度

（単位：百万円）

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウエイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウエイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	59	0	オンバランス	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－		リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－		リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－		リスク・ウェイト 650%	－	－
	自己資本控除	1	1		自己資本控除	－	－
	合計	60	1		合計	－	－
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	－	－	オフバランス	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－		リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－		リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－		リスク・ウェイト 650%	－	－
	自己資本控除	－	－		自己資本控除	－	－
	合計	－	－		合計	－	－

平成 23 年度

（単位：百万円）

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オンバランス	リスク・ウェイト 20%	79	0	オンバランス	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－		リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－		リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	6	0		リスク・ウェイト 650%	－	－
	自己資本控除	64	64		自己資本控除	－	－
	合計	150	66		合計	－	－
オフバランス	リスク・ウェイト 20%	－	－	オフバランス	リスク・ウェイト 40%	－	－
	リスク・ウェイト 50%	－	－		リスク・ウェイト 100%	－	－
	リスク・ウェイト 100%	－	－		リスク・ウェイト 225%	－	－
	リスク・ウェイト 350%	－	－		リスク・ウェイト 650%	－	－
	自己資本控除	－	－		自己資本控除	－	－
	合計	－	－		合計	－	－

（注）

1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
2. 自己資本控除には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

⑶　自己資本比率告示第 223 条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

	平成 24 年度	平成 23 年度
クレジットカード与信	－	－
住宅ローン	－	－
自動車ローン	－	－
その他	1	64
合計	1	64

（注）

1．　自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付により自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つＩ/Ｏストリップスによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。

なお、「信用補完機能を持つＩ/Ｏストリップス」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたもののことです。

2．　「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

⑷　保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無

⑸　自己資本比率告示附則第 13 条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1．リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

⑴　オペレーショナル・リスクの総合的な管理

各種オペレーショナル・リスクの定義とマネジメントについては「オペレーショナル・リスクマネジメント要項」に規定し、粗利益を基にしたリスク量の測定結果や、各部署で作成する「リスク管理チェックリスト」の点検結果をリスク管理委員会で報告しております。また、以下の各リスクについては、各種マニュアル等を制定し対応しております。

⑵　事務リスク管理

役職員による不祥事又は当会の信用を著しく損なうような行動等が発生しないよう、平成 24 年度コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス管理を実施し、不祥事防止のための取組みを行っております。具体的には「不祥事未然防止のためのチェックリスト」「職員行動チェックリスト」を各部署においてそれぞれ年２回点検しリスク管理統括部署へ報告するとともに、内部勉強会の実施によりスキルアップ等を行っております。

⑶　システムリスク管理

当会の業務遂行上必要不可欠なシステム・外部インフラ等が障害・誤作動を起こすことにより発生する各種リスク（システムリスク・風評リスク・信用リスク等）については、「情報セキュリティ基本方針」、「個人情報保護方針」、「危機管理・事業継続計画」等を策定し対応しております。

2．オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、１年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近３年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、１年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

出資等エクスポージャーに関する事項

１．出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理手続き等については、前述「信用リスクに関する事項」に記載されている内容に準じ対応しております。具体的には外部出資先の経営状況等、並びに時価評価による含み損益に基づく自己査定を実施しております。

⑴　出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価　（単位：百万円）

	平成 24 年度		平成 23 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	715	715	718	718
非上場	30,941	30,941	30,941	30,941
合計	31,656	31,656	31,660	31,660

（注）

「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

⑵　出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益　（単位：百万円）

平成 24 年度			平成 23 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	2	5	－	5

⑶　貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）　（単位：百万円）

平成 24 年度		平成 23 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
374	15	372	12

⑷　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

金利リスクに関する事項

１．リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクに為替や株式等の価値変動によるリスクも含めて『市場リスクマネジメント要項』で市場リスクと定義付け、市場リスク量を毎月測定しリスク管理委員会に報告しています。

なお、市場リスク量の算定方法は次の通りです。

２．金利リスクの算定方法の概要

当会では、平成 20 年度から分散共分散法によるＶａＲ（バリュー・アット・リスク）で測定した市場リスク量を内部管理に使用しています。

ＶａＲとは、現在のポートフォリオ（資産等）を一定期間保有した場合に、最大損失額がどの程度になるかを過去の市場変動等から統計的に算出する方法です。

役員等の報酬体系

１．役員

⑴　対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

⑵　役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬のみで、平成 24 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみです。

（単位：百万円）

	支給総額
対象役員に対する報酬等	49

（注）

対象役員は、経営管理委員 10 名、理事 3 名、監事 3 名です。（期中に退任した者を含む。）

⑶　対象役員の報酬等の決定等

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。

なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：農協関係団体の関係者及び学識経験者から選出された委員 5 人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

２．職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成 24 年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注）

１．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

２．「同等額」は、平成 24 年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

３．平成 24 年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

３．その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当会の概要

福井県信用農業協同組合連合会組織機構図

平成 25 年 7 月 31 日現在

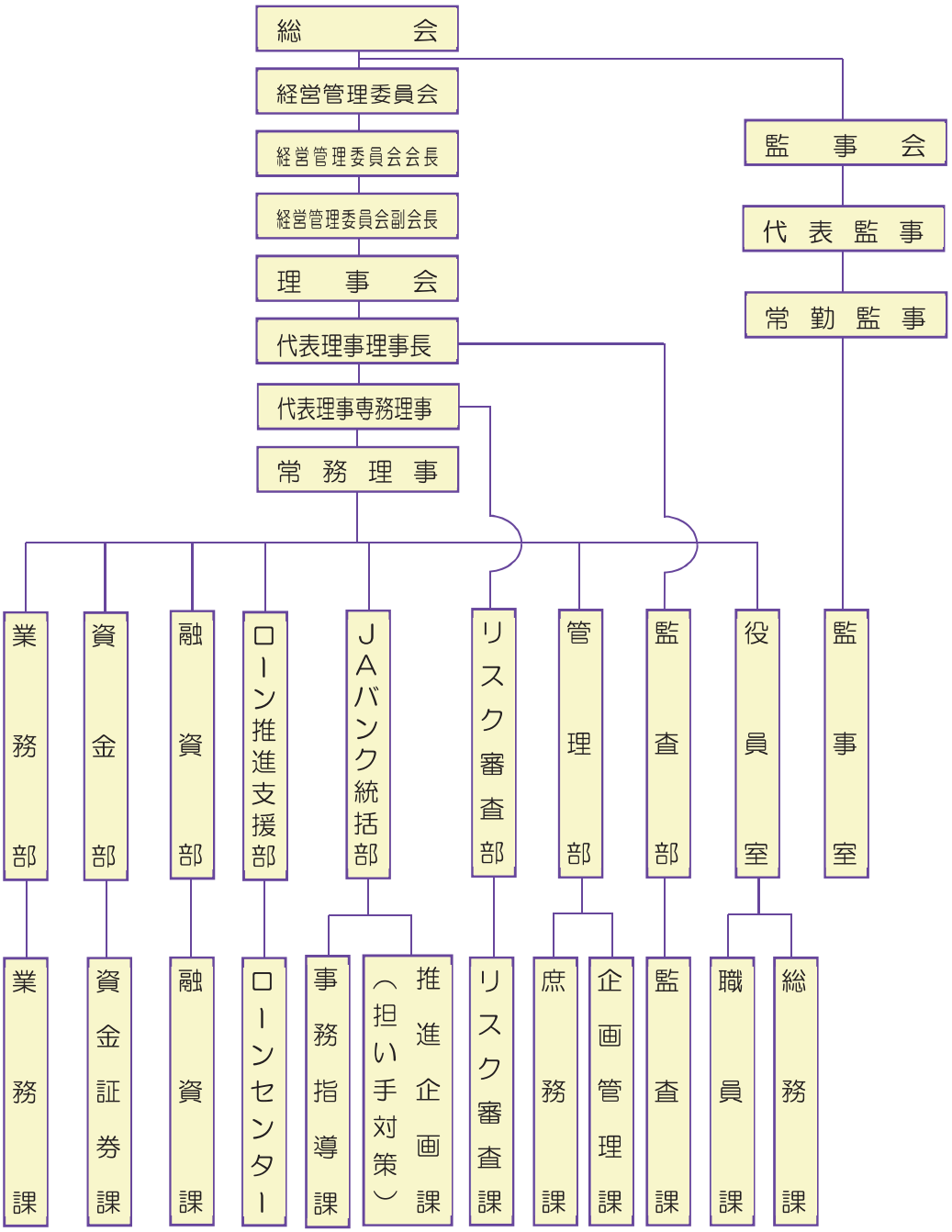

○電　話○　　各課共通　0776−27−

監　　査	8245	企画管理	8232	庶　　務	8230
リスク審査	8234	推進企画	8237	事務指導	8238
ローンセンター	8246	融　　資	8239	資金証券	8241
業　　務	8243				

会員数

区分	平成25年3月末	平成24年3月末
正会員	15	15
准会員	3	3
合計	18	18

役員

平成25年7月31日現在

役職名	氏名
経営管理委員会会長	山田　俊臣
経営管理委員会副会長	田波　俊明
経営管理委員	冨田　勇一
〃	松田　義一
〃	髙橋　隆夫
〃	冨田　隆
〃	宮田　幸一
〃	橋本　守
〃	山﨑　冨美恵
〃	後藤　麻理子

役職名	常勤・非常勤の別	氏名
代表理事理事長	常勤	北川　雅己
代表理事専務理事	常勤	峨家　二三雄
常務理事	常勤	五十川　克美

役職名	常勤・非常勤の別	氏名
代表監事	非常勤	福島　定己
常勤監事（員外）	常勤	田中　利英
監事	非常勤	畑　幹夫

職員数

（単位：人）

区分	平成25年3月末	平成24年3月末
男子職員	56	54
女子職員	19	17
嘱託・常傭人	2	2
合計	77	73

特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

JAバンク福井県信連の沿革・あゆみ

◇ 昭　和 ◇

23.	8	福井県信用農業協同組合連合会創立
24.	9	農林中央金庫業務代理開始
29.	4	農林漁業金融公庫業務受託開始
35.	10	当会貯金１００億円達成
38.	4	住宅金融公庫業務受託開始
41.	7	内国為替業務取扱い開始
42.	12	福井電子計算センター（共同出資による株式会社）設立
46.	7	貯金保険機構発足
49.	4	㈱くみあい電算センター発足
50.	3	事務センター完成、オンラインシステム開始
	7	国庫金取扱い開始
51.	11	当会貯金１，０００億円達成
53.	12	福井県農協手形交換制度発足、メール業務開始
54.	2	全銀データ通信システム加盟
	4	福井県農協系統為替オンライン開始
55.	6	福井県下農協間オンラインネットサービス開始
	10	ＣＤ・ＡＴＭ稼動
57.	4	新農業会館竣工
58.	4	協同カード取扱い開始
61.	4	系統メール開始
	9	組織機構改革により出張所廃止
63.	4	オンライン日計会計システム稼動

◇ 平　成 ◇

2.	7	都市銀行、地方銀行等との業態間オンライン現金自動支払機提携開始(MICS)(3 年 2 月には第 2 地銀との提携開始)
3.	9	当会貯金５，０００億円達成
4.	1	農業協同組合のマーク、愛称に「ＪＡ」の使用開始
6.	10	国債窓口販売業務取扱い開始
8.	1	組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現 １月　坂井地区５ＪＡ「ＪＡ花咲ふくい」 南条地区４ＪＡ「ＪＡ越前たけふ」 ３月　若狭地区５ＪＡ「ＪＡわかさ」 ４月　高志地区２ＪＡ「ＪＡ福井市」
10.	4	日銀歳入金受入事務開始
	7	福井県 JA バンク推進大会開催(JA バンクのロゴ使用開始)
11.	4	組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現 ４月　奥越地区４ＪＡ「ＪＡテラル越前」
	7	系統投資信託窓口販売業務開始
12.	5	郵便貯金とのＣＤ・ＡＴＭ相互接続開始
13.	1	組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現 １月　丹生地区６ＪＡ「ＪＡ越前丹生」
	10	日銀歳入復代理店業務開始
	12	ＪＡネットバンク（インターネットバンキング）開始
14.	1	組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現 １月　今立地区２ＪＡ「ＪＡたんなん」
15.	3	ＪＡＳＴＥＭシステムへ移行
16.	1	マルチペイメントネットワークによる収納サービス開始
17.	3	決済用貯金取扱い開始
18.	4	ＪＡＦＢサービス（ファームバンキング）開始
19.	5	生体認証サービス開始
21.	1	組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現 １月　高志地区２ＪＡ「ＪＡ福井市」
23.	1	ＪＡＳＴＥＭ次期システムへ移行
23.	4	「ＪＡバンクローンセンター福井」設立
23.	10	特定信用事業代理業務取扱開始
24.	1	組織再編計画に基づく会員ＪＡの合併実現 １月　二州地区３ＪＡ「ＪＡ敦賀美方」

店　舗　一　覧

店　舗　名	所　在　地	代表電話番号
本　所	福井市大手３丁目２番１８号	０７７６－２７－８２３０

自動化機器の設置状況

（平成25年7月31日現在）

区　分		店　舗　内	店　舗　外
ＪＡが設置している自動化機器	ＣＤ	－	２２
	ＡＴＭ	６０	６３
当会が設置している自動化機器	ＣＤ	－	２
	ＡＴＭ	２	－

（注）
ＣＤ（現金自動支払機）、ＡＴＭ（現金自動預払機）

■■■当会が設置している自動化機器の設置場所■■■

	設　置　場　所	機　種	土曜稼動	日曜祝日稼動
	ＪＡバンク福井県信連本所・正面玄関	ＡＴＭ		
	ＪＡバンク福井県信連本所・会館東側	ＡＴＭ	○	○
◎	ＪＲ福井駅（プリズム福井内）	ＣＤ	○	○
◎	福井県立病院	ＣＤ	○	

◎･･･共同出張所（他金融機関と共同で運用）

子会社等数の増減

	２４年度	２３年度	増　減
子　　会　　社	0	0	0
子　　法　　人	0	0	0
関　連　法　人	1	1	0
合　　計	1	1	0

当会と関係法人の事業系統

ＪＡバンク福井県信連 ― ㈱くみあい電算センター

電子計算機並びに諸機械による
系統農協受託代行業務を行っている。

関連会社の概況等

１．概況

（平成 25 年 3 月 31 日現在）

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当連合会の議決権比率	当連合会及び他の子会社等の議決権比率
株式会社くみあい電算センター	福井市高木中央二丁目4201番地	情報処理サービス	昭和49年4月3日	25百万円	39.68%	39.68%

２．主な財務内容

（平成 25 年 3 月 31 日現在、単位：百万円）

売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産
982	46	44	903	720

３．事業概況

「県域次期システム構想」（平成 23 年～平成 28 年）に基づき、システム基盤の整備、システム設計・製造・テストを行い、平成 24 年 12 月に「利用者総合管理システム」の稼働及び県下全顧客向けの信用残高通知書の発行を行いました。

また、ＪＡ情報化支援につきましては、ＪＡ電算機器のセンター設置対応、ＪＡ分散システムの導入支援、ＪＡ向けＰＣセキュリティ対策の推進、システム研修開催によるＪＡ職員のスキルアップ支援等を実施しました。

福井県ＪＡバンクのホームページ
もご覧ください！！

ＵＲＬ　http://www.ja-bank-fukui.or.jp
E-mail　info@ja-bank-fukui.or.jp

福井県農業会館周辺地図

発行　平成２５年７月

編集　福井県信用農業協同組合連合会
管理部　企画管理課

〒910-8666
福井市大手３丁目２番１８号

ＴＥＬ（０７７６）２７－８２３２
ＦＡＸ（０７７６）２８－１９８１

JAバンク福井県信連